

福島工業高等専門学校

目 次

I	認証評価結果	2-(4)-3
II	基準ごとの評価	2-(4)-4
	基準1 高等専門学校の目的	2-(4)-4
	基準2 教育組織（実施体制）	2-(4)-7
	基準3 教員及び教育支援者等	2-(4)-12
	基準4 学生の受入	2-(4)-16
	基準5 教育内容及び方法	2-(4)-22
	基準6 教育の成果	2-(4)-33
	基準7 学生支援等	2-(4)-37
	基準8 施設・設備	2-(4)-43
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(4)-46
	基準10 財務	2-(4)-51
	基準11 管理運営	2-(4)-53
<参 考>		2-(4)-59
	i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-61
	ii 目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-62
	iii 自己評価の概要（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-64
	iv 自己評価書等	2-(4)-69

I 認証評価結果

福島工業高等専門学校は、高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 国内の高等専門学校では非常に少ないビジネス系の学科・専攻を有しており、その特徴を活かし、「工学およびビジネスの幅広い基礎知識の上に、融合・複合的な専門知識を修得」する等の目標を設定し、専攻科課程では工学系専攻とビジネス系専攻を融合したシナジー教育を行っていることは、特色ある取組である。
- 準学士課程全学科2年次の「ミニ研究」において、答えのない課題に取り組みさせることで創造性を育てるとともに、工学系4学科の「創作実習」において、各学科の特徴に合わせて創造性を育む授業を継続している。さらに、機械工学科は学科単位の創造性を育む取組として、「市民に役立つモノづくり」をテーマに、2年次生がアイデアを出し、それをもとに5年次生が仕様書、計算書、図面にまとめて2年次生に渡し、翌年度の3年次進級時に「創作実習」の課題として部品加工から組立てまでを行い、4年次生は前年の経験からモノづくりの楽しさや難しさを3年次生に伝えるという「異学年協働ループ型のモノづくり教育」を実施している。
- 専攻科課程の3つの専攻では、各専攻の特徴に合わせて学生の持っている創造的を高める授業を実施している。機械・電気システム工学専攻1年次では「創造工学演習」において、機械工学科卒業生と電気工学科卒業生のそれぞれ2～3人ずつで混合チームを構成し、異なる専門知識・技術をもった複数教員の認知的なアドバイスを与える中で、具体的な機器やシステムを製作させ、各チーム及び全体で議論させることを通じて創造性の育成を図っている。物質・環境システム工学専攻1年次では「物質・環境システムデザイン演習」において、与えられた課題に対して解決策を複数提示し、最適解を表現させる中で創造性を高める工夫を行っている。ビジネスコミュニケーション学専攻1年次では「ビジネス創造演習」及び「新事業開発 I」において、具体的なモノをデザインし、それが市場で受容されることを目指す中で学生個々の創造性を育む工夫を行っている。
- 専攻科課程全専攻1年次において、主に夏期休業中にインターンシップを必修科目とし、実践的教育を行っている。また、英語でのコミュニケーション能力を養成する方策も兼ねて海外インターンシップを積極的に進めており、平成25年度においては、フランス、オーストラリア、中東、中国に合計14人の派遣実績を挙げている。
- 就職について、準学士課程、専攻科課程ともに就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も製造業や電気・ガス・熱供給・水道業、建設業、情報通信業関連などの当校が育成する技術者像にふさわしいものとなっている。進学についても、準学士課程、専攻科課程ともに進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も学科、専攻の専門分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の工学系、情報学系、経済学系の学部や研究科となっている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 中期計画・年度計画による自己点検・評価が行われているものの、学校の活動の総合的な状況に対する自己点検・評価に関して、学校として策定した評価項目・評価基準が不明瞭である。

II 基準ごとの評価

基準1 高等専門学校の目的

- 1-1 高等専門学校の目的（高等専門学校の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであること。また、学科及び専攻科ごとの目的が明確に定められていること。
- 1-2 目的が、学校の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 高等専門学校の目的が、それぞれの学校の個性や特色に応じて明確に定められ、その内容が、学校教育法第115条に規定された、高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであるか。また、学科及び専攻科ごとの目的も明確に定められているか。

当校の目的は、学則第1条において「本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。」と定めている。

また、教育理念、学習・教育目標、準学士課程及び専攻科課程の養成する人材像も、福島工業高等専門学校の教育理念、学習教育目標及び人材の養成に関する目的等に関する規則において、次のとおり具体的に定めている。なお、当校は工学系とビジネス系の2つの教育体系を有しており、工学系学科・専攻、ビジネス系学科・専攻それぞれの養成する人材像を掲げている。

教育理念

1. 広く豊かな教養と人間力の育成
2. 科学技術の基礎的素養と創造性及び実践性の育成
3. 固有の才能の展開と国際的な視野及びコミュニケーション能力の育成

学習・教育目標

- (A) 地球的視野から人や社会や環境に配慮できる能力を養うために、倫理・教養を身につける。
- (B) 工学およびビジネスの幅広い基礎知識の上に、融合・複合的な専門知識を修得し、知識創造の時代に柔軟に対応できる能力を身につける。
- (C) 工学系科目ービジネス系科目の協働(シナジー)効果により、複眼的な視野を持って自ら工夫して新しい産業技術を創造できる能力を身につける。
- (D) 情報収集や自己学習を通して常に自己を啓発し、問題解決のみならず課題探求する能力を身につける。
- (E) モノづくりやシステムデザイン能力を養うことにより、創造的実践力を身につける。
- (F) 情報技術を活用して、国際社会で必要なコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力を身につける。

養成する人材像

1) 工学系の学科と専攻

- ①十分な基礎学力の上に専門知識を修得し、知識創造の時代に柔軟に対応できる技術者
- ②モノづくりと環境保全の調和に配慮できる技術者
- ③外国語能力を備え、ビジネス系の知識も獲得した実践的技術者

2) ビジネス系の学科と専攻

- ①管理能力を持ったビジネス系職業人
- ②国際社会に対応したビジネスコミュニケーション能力を持った職業人
- ③情報技術を備え、工学的知識も獲得した実践的職業人

なお、産業技術システム工学プログラム及びビジネスコミュニケーションプログラムの学習・教育目標については、上記の学習・教育目標の、(A)の目標に対して細目が5つ、(B)の目標に対しては5つ、(C)の目標に対しては6つ、(D)の目標に対しては5つ、(E)の目標に対しては4つ、(F)の目標に対しては6つ、の合計31の細目がそれぞれのプログラムに対して設定されており、各科目のシラバスにはこの細目目標が示されている。

さらに、準学士課程の各学科及び専攻科課程の各専攻についても養成する人材像を同規則に定めるとともに、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力についても、次のとおり準学士課程及び専攻科課程で具体的に示している。

卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力

準学士課程

- 1) 豊かな教養と周囲に配慮できる人間性
- 2) 専門分野の基礎知識とそれらの総合的応用能力
- 3) 自ら工夫し、広い視野から新しい発想が出来る能力
- 4) 自己を啓発し、課題を分析して解決する能力
- 5) モノづくりやデザインの実践力
- 6) 基礎的なコミュニケーション能力と情報技術を活用したプレゼンテーション能力

専攻科課程

- 1) 地球的視野から人や社会や環境に配慮できる能力を養うための倫理・教養
- 2) 工学およびビジネスの幅広い基礎知識の上に、融合・複合的な専門知識を修得し、知識創造の時代に柔軟に対応できる能力
- 3) 工学系科目ービジネス系科目の協働（シナジー）効果により、複眼的な視野を持って自ら工夫して新しい産業技術を創造できる能力
- 4) 情報収集や自己学習を通して常に自己を啓発し、問題解決のみならず課題探究する能力
- 5) モノづくりやシステムデザイン能力を生かした創造的実践力
- 6) 情報技術を活用した、国際社会に必要なコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力

当校の目的は、高等専門学校創設の趣旨である「実践的技術者を養成する高等教育機関」としての責務、及び学校教育法上の高等専門学校の目的を踏まえて策定されたものであり、学校教育法第115条には「深

く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する」という2つの具体的な目的があるが、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力はこれらとの関連を明確にして策定されている。

これらのことから、目的が、それぞれの学校の個性や特色に応じて明確に定められ、その内容が、学校教育法第115条に規定された、高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであり、また、学科及び専攻科ごとの目的も明確に定められていると判断する。

1-2-① 目的が、学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当校の目的は、学生便覧にも掲載しており、学生便覧は学生全員に配布し、周知を図っている。また教育理念、学習・教育目標、養成する人材像、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力は、ウェブサイトに掲載されているほか学生便覧に掲載している。

また、常に学生や教職員の目に触れるように各教室やゼミ室及び会議室等に掲示してその周知徹底を図っている。

当校では、平成26年1月下旬に、全教職員に対して、平成26年5月に準学士課程や専攻科課程の全学生及び一部の卒業（修了）生、外部企業に対して、当校の教育理念、学習・教育目標、養成する人材像及び卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力等の周知状況についてのアンケート調査を実施した。その結果によれば、学生については約95%以上が「見たり聞いたりしている」、教職員については約96%以上が「よく知っている」「だいたい知っている」と回答している。

なお、このアンケート調査において「あまり知らない」「全く知らない」と回答した教職員については、その後研修を実施してその周知徹底を図る体制を作っている。研修後は全員「あまり知らない」「全く知らない」はなくなっている。

これらのことから、目的が、学校の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

当校では、その教育理念や学習・教育目標等をウェブサイトに掲載することにより、社会に対して公表している。また、当校の学校要覧に教育理念や学習・教育目標等を掲載し、また夏休み期間に実施する一日体験入学、毎年11月に開催される文化祭（オープンキャンパス）時、中学校や高等学校へ出向いての学校説明などでは、学校要覧を配布し、学校の目的や教育理念等を広報している。

当校の平成20～24年度卒業（修了）生及び当校卒業生が就職した企業等学校外の関係者に対しても、平成26年5月に、当校の教育理念や学習・教育目標、養成する人材像及び卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力等の周知状況に関するアンケート調査を実施した。その結果によれば、卒業（修了）生については回答者の約95%、また学校外の関係者については回答者の約63%以上が「見たり聞いたりしたことがある」と回答している。

これらのことから、目的が、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育組織（実施体制）

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織）が、教育の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当校では、学校教育法第 115 条に規定されている高等専門学校の目的に沿って、教育理念等を定めており、社会人・職業人として必要な教養及び専門分野の基礎力の育成、また実社会で役立つ実践性・創造性の育成を目指している。そして教育理念に基づき、「工学およびビジネスの幅広い基礎知識の上に、融合・複合的な専門知識を修得（学習・教育目標）」する等の目標があり、それに対して「十分な基礎学力の上に専門知識を修得し、知識創造の時代に柔軟に対応できる技術者（養成する人材像（準学士課程—工学系）」「情報技術を備え、工学的知識も獲得した実践的職業人（養成する人材像（準学士課程—ビジネス系）」等を養成するため、準学士課程は、機械工学科、電気工学科、物質工学科及び建設環境工学科からなる工学系 4 学科とビジネス系のコミュニケーション情報学科の全 5 学科で構成されている。

各学科は、当校の教育理念「広く豊かな教養と人間力の育成」「科学技術の基礎的素養と創造性及び実践性の育成」等に基づいて学習・教育目標、学科ごとの養成する人材像を次のとおり定めている。

準学士課程の各科で養成する人材像

機械工学科

機械工業のみならず一般産業を含めた広い分野において科学技術の進展に対処できる機械技術者の育成

電気工学科

電気・電子・情報技術を中心として産業界のさまざまな分野で活躍できる技術者の育成

物質工学科

時代のニーズに即した種々の機能性材料を開発、生産する化学、医薬品、食品工業をはじめ、機械、電気、電子工業などの素材技術者の育成

建設環境工学科

建設技術の基礎の上に、自然環境に配慮しながら持続可能な開発や社会基盤施設の建設に対応できるシビルエンジニアの育成

コミュニケーション情報学科

「ビジネス」、「英語」、「情報」に重点を置いたコミュニケーション科学に関する教育・研究により、ビジネス社会の現場で活躍できる人材の育成

これらのことから、学科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 専攻科を設置している場合には、専攻科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当校では教育理念に基づき「工学およびビジネスの幅広い基礎知識の上に、融合・複合的な専門知識を修得する」等の目標があり、「十分な基礎学力の上に専門知識を修得し、知識創造の時代に柔軟に対応できる技術者」「情報技術を備え、工学的知識も獲得した実践的職業人」等の養成を目指している。これらの目的を達成するため、専攻科課程は、より高度で専門的な知識と技術を修得するとともに、より広く豊かな教養と人間力を備え、広く産業の発展に貢献する人材が育成できるよう、機械工学科と電気工学科の上に機械・電気システム工学専攻、物質工学科と建設環境工学科の上に物質・環境システム工学専攻、またコミュニケーション情報学科の上にビジネスコミュニケーション学専攻の3専攻を設置している。

特に、ビジネスコミュニケーション学専攻は、国内の高等専門学校で非常に数少ないビジネス系の専攻であり、これを活かし、上記人材を育成するために、工学系専攻とビジネス系専攻を融合するシナジー教育も行っている。

専攻科課程各専攻についても、当校の教育理念、学習・教育目標等に基づいて、それぞれ養成する人材像を次のとおり定めている。

専攻科課程の各科で養成する人材像

機械・電気システム工学専攻

本科の機械工学科、電気工学科のそれぞれの専門的な基礎の上に、機械設計関連、システム制御関連、電子物性関連および情報関連分野に関するより高度で応用性の高い専門科目を履修する。さらに、技術経営論、ベンチャービジネス論などのビジネス系科目を履修することにより、境界領域分野や高度情報化社会における先端技術の開発や技術移転にも対応できる「実践的技術プロフェッショナル」の養成をめざす。

物質・環境システム工学専攻

本科の物質工学科、建設環境工学科のそれぞれの専門分野の基礎学力を充実させ、その応用性や専門性を深めさせ、さらに高度な環境工学関連の科目を履修する。さらに、ビジネス系科目を履修することにより、自己の専門領域を超え、環境への影響に配慮しつつ先端技術に柔軟に対応できるスキルを身につけた「実践的技術プロフェッショナル」の養成をめざす。

ビジネスコミュニケーション学専攻

本科のコミュニケーション情報学科の外国語、情報科学、コミュニケーション科学を中心とした社会科学の基礎の上に、経営管理系科目、生産管理系科目、ベンチャー・地域計画学の専門科目を履修する。さらに、工学系科目を履修することにより、工学的知識を獲得し利用できるスキル、国際社会に対応したビジネスコミュニケーション能力、モノづくりの生産ラインに係わるマーケットリサーチ、企画、開発、生産、流通管理、販売の実務能力を併せ持ち、地域に根ざしたグローバルな視点を持つ「実践的ビジネスプロフェッショナル」の養成をめざす。

これらのことから、専攻科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-③ 全学的なセンター等を設置している場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当校では、教育の目的を達成するための全学的なセンターとして情報処理教育センター、地域環境テクノセンター、モノづくり教育研究支援センターを設置している。

情報処理教育センターは、低学年のコンピューターリテラシーについての情報処理基礎教育、専門学科高学年の情報処理応用教育、専攻科課程の教育・研究を行うための全学共通の施設であるとともに、校内LAN環境を管理する重要な役割を担っている。

当センターでは、学生全員にID及びパスワードを付与しており、学生は校内のどのパソコンからもインターネットを通して各種の情報を得ることができ、さらに各種レポート等の作成や就職活動、進学情報の収集等にも活用している。

さらに、当センターは、情報セキュリティに関しても重要な役割を担っている。当校では、福島工業高等専門学校情報セキュリティ管理規程等のセキュリティ規則を定め、これらの規定をもとに情報セキュリティを確保している。規定に基づき、情報セキュリティ推進責任者は、情報処理教育センター長をあて、情報セキュリティ推進員には、情報センター運営委員をあてて、実質的に情報セキュリティ責任者(校長)、情報セキュリティ副責任者(情報担当副校長)が情報処理教育センターと連携して情報セキュリティ対応を行っている。このように、特に学習・教育目標(F)に関係した教育を、セキュリティを確保しつつ支援しており、当校の教育の目的達成の上で適切なものになっている。

地域環境テクノセンターは、従前の環境科学教育センターと地域交流センターの両機能を統合し、その充実と効率化によって新しい全学科共通の教育・研究施設としての展開を図ることを目標に、平成18年度に新しく開設され、以降当センターは、当校が培った研究・教育の成果や試験・分析技術等を地域の産業や文化の発展に積極的に貢献することを目的に産学官民の連携を推進している。特に当センターは、講演会やフォーラムの開催、公開講座・出前授業実施、共同研究のコーディネートを積極的に行っている。

また、当センターは、教育・研究面で特に環境工学関連の実験・実習、卒業研究及び特別研究等の実施に十分活用されており、学習・教育目標(A)に対する教育支援、その他の教育支援、研究支援、社会への公表、地域社会への貢献に関して重要な役割を担っており、適切なものとなっている。

モノづくり教育研究支援センターは、従前の技術室を基礎に、その充実と効率化によって新しい全学科共通の教育・研究支援組織としての展開を図ることを目標に、平成20年度に新しく開設され、教育・研究面で特に研究教育業務の技術支援に関する専門的業務を効率的に行っている。当センターを運営するためにモノづくり教育研究支援センター運営委員会を設置している。各学科等は当センターの支援が必要な場合は、当センターへの業務依頼を行い、モノづくり教育研究支援センター運営委員会が承認し、その業務支援を実施する体制となっている。

さらに、当センターは実習工場の管理運営業務も担っている。実習工場には最新の機器を設置して、学生の勉学、実習、教員の教育、研究の支援を行う体制を整えている。当センターは、特に学習教育目標(E)に関連した教育、研究を支援する部署となっている。

これらのことから、各センターが、教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議する等の必要な活動が行われているか。

当校では、準学士課程の教務全般に関する事項を検討するため教務委員会を設置しており、一方、専攻科課程については専攻科委員会を設けている。教務委員会では、学生の試験に関する事項、授業時間割の

編成に関する事項など、専攻科委員会では、教務に関する事、入学試験に関する事、進路に関する事などを審議している。

進学士課程及び専攻科課程の教育課程の整備等に関わる重要事項は、これら二つの委員会からの提案等を受け、最終的に運営会議、専攻科会議での議を経て校長が決定することとなっている。例えば、運営会議はおおよそ1か月に1回の割合で開催され、審議事項、報告事項に分けて議題を設定し、審議事項では、各学科長、各委員長等が議論し学校としての決定をしている。

これらのことから、教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議する等の必要な活動が行われていると判断する。

2-2-② 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。

一般科目（理数系科目及び人文社会系科目）の担当教員と専門科目の担当教員との話し合いが必要に応じて、年に1～2回程度行われ、教員間の連携を図っている。数学や物理等の理数系科目の内容やその進捗が専門科目を履修する上で適切であるか、また問題がないかなどを検討している。一般教科の情報科と専門学科の話し合いでは、平成25年度のシラバスの内容を検討し、具体的には1年次「情報基礎」に各学科から取り入れてほしい内容として挙げたプログラミングの初歩を取り入れ、当該授業科目の内容を変更した。

また、国語や英語等の人文社会系科目の内容が、文章作成能力や英語論文の講読及びプレゼンテーション能力を身に付ける上で適切でかつ有効に活かされているかなどについても、専門学科と一般教科で検討する体制を整備している。コミュニケーション情報学科では、一般科目の3年次「日本語特論Ⅰ」及び4年次「日本語特論Ⅱ」が、編入学で大学へ進学した学生の単位認定において、就職試験を意識した授業内容となっていたために、単位として認定されなかったが、近年は編入学により大学進学する学生が増えていることから、一般教科国語科の担当教員と協議して授業の内容を文化としての日本語や表現としての日本語など教養として求められる内容とし、この協議により大学においても単位認定を受けられるようになっている。

これらのことから、一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われていると判断する。

2-2-③ 教員の教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。

進学士課程では、一般教科教員が低学年（1～2年次）の学級担任を担当し、一方、専門学科教員が高学年（3～5年次）の学級担任を担当して、担当クラスの学級運営や学習指導及び生活指導等を行っている。低学年次の担任教員は、2年間の担任終了後当該クラスの副担任となり、高学年次担任の専門学科教員を補佐する体制をとっている。学級担任連絡会議は、年に2回（前期と後期）、3主事と全学級担任が出席して開催され、クラス運営や学生の教育及び生活指導上の諸問題を解決するための討議と情報交換の場となっている。

一方、専攻科課程においては、各専攻長及び専攻長補が担任業務を兼任し、月に2～3回程度専攻科運営について話し合い、専攻科全体、個々の学生の進路指導や生活指導を行っている。さらに、非常勤講師との連携協力と情報交換を図るため、定期的な懇談会も企画開催している。

また、新任教員には赴任後の早い時期に、教務主事、学生主事、寮務主事等が、当校の教育・研究業務等の方法について説明し、新任教員が混乱することなく業務を開始できる体制をとっている。

これらのことから、教員の教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 国内の高等専門学校では非常に少ないビジネス系の学科・専攻を有しており、その特徴を活かし、「工学およびビジネスの幅広い基礎知識の上に、融合・複合的な専門知識を修得」する等の目標を設定し、専攻科課程では工学系専攻とビジネス系専攻を融合したシナジー教育を行っていることは、特色ある取組である。

基準3 教員及び教育支援者等

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われ、その結果を教員組織の見直し等に反映させていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置されていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されているか。

当校では、一般科目担当教員として専任教員 25 人、非常勤教員 20 人の合計 45 人を配置しており、専任教員 25 人全てが准教授以上である。専任教員の数は、高等専門学校設置基準を満たしている。

このような人員配置は、学習教育目標のうち、主に一般科目が担っている「(A) 地球的視野から人や社会や環境に配慮できる能力を養うための、倫理・教養」「(F) 情報技術を活用したプレゼンテーション能力とコミュニケーション能力」を達成するために必要な授業科目構成に合致させたものであり、各授業科目には内容に適合する専門性を持つ教員を配置している。特に「コミュニケーション能力」を養成するために英語科の専任教員に加え、外国人のネイティブスピーカー4人を非常勤講師として配置している。また、当校にはビジネス系の学科であるコミュニケーション情報学科が設置されていることから、人文・社会系科目を担当する専任教員が多く配置されている。

また、理数系科目担当専任教員全てが博士の学位を取得しており、文科系科目担当専任教員の3割ほどが博士の学位を、6割ほどが修士の学位を取得しており（文科系科目担当専任教員では合わせて9割以上が修士以上）、高等専門学校にふさわしい高度な基礎教育が可能となっている。この数値は国立高等専門学校機構の中期計画に記されている「教員の学位取得者の割合」に関する目標（文系では80%以上が修士以上の取得者）を上回る数字となっている。

これらのことから、教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されていると判断する。

3-1-② 教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

専門科目担当教員として専任教員 49 人、非常勤教員 21 人の合計 70 人を配置している。専任教員の学科ごとの人員配置は、機械工学科 10 人、電気工学科 9 人、物質工学科 12 人、建設環境工学科 9 人、コミュニケーション情報学科 9 人となっている。また、専門科目担当教員のうち、教授は 17 人、准教授は 23 人、講師は 2 人、助教は 7 人となっている。専任教員の数、教授及び准教授の数は、高等専門学校設置基準を満たしている。

また、専任教員の8割半ばが博士の学位を取得している。この数値は国立高等専門学校機構の中期計画にある「教員の学位取得者の割合」に関する目標（理数系では70%以上が博士の取得者）を上回っている。なお、企業での実務経験者の数は、教員全体の3割程度となっている。

教育の目的を達成するために配置された授業科目に適合した専門分野の教員を配置しており、卒業時に

身に付けるべき学力や資質・能力として挙げている「5）モノづくりやデザインの実践力」並びに当校が「養成する人材像」としている「実践的技術者」（工学系学科）、「実践的職業人」（ビジネス系学科）については、これらに対応して、企業での実務経験を持つ専任教員を各学科に複数人配置し、さらに工学系学科には技術士の資格を持つ専任教員も1人配置している。

非常勤講師が担当する科目についても、技術士で技術士事務所長が5年次「知的財産権」等の科目を担当しているほか、火力発電の民間企業勤務者が電気工学科5年次「電力工学」「電気法規」を担当するなど、授業科目の内容と職業等の専門性は適合するものとなっている。

これらのことから、教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員が適切に配置されていると判断する。

3-1-③ 専攻科を設置している場合には、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されているか。

当校では、機械・電気システム工学専攻、物質・環境システム工学専攻、ビジネスコミュニケーション学専攻の3専攻を設置しており、工学系とビジネス系とのシナジー教育が実現できるため、技術経営（MOT）に関連する教育が可能となっている。修了時に身に付けるべき学力や資質・能力を達成するために設定された授業科目と適合した専門分野の教員を、博士の学位取得者を中心に配置している。このような特徴ある実践教育を行うことにより、より高度で専門的な学術を修得するとともに、豊かな教養と人格を備え、広く産業の発展に寄与する人材としての「経営のわかる実践的技術プロフェッショナル」（工学系2専攻）、「技術のわかる実践的ビジネスプロフェッショナル」（ビジネス系専攻）を養成することを当校専攻科課程の目標としている。その達成のために、専攻科担当教員は、福島工業高等専門学校専攻科を担当する教員に関する要項に従って選考され配置されている。

専攻科課程の一般科目では、より深い一般基礎知識を教授するために、博士又は修士の学位を取得している教員が各自の専門分野に対応した授業科目を担当するように配置されている。特に、専攻科課程修了時に身に付けるべき学力や資質・能力として挙げている「国際社会に必要なコミュニケーション能力」や「地球的視野から人や社会や環境に配慮できる能力（技術者倫理）」に対応して、英語学や倫理学を専門分野とする専任教員をそれぞれ配置している。

専攻科課程の専門科目及び専門関連科目についても、博士の学位を有しかつ研究実績の十分な教員が、各自の専門分野に対応した授業科目を担当するように配置されている。また、専攻科課程修了時に身に付けるべき学力や資質・能力としてあげている「モノづくりやシステムデザイン能力を生かした、創造的実践力」や養成する人材像としている「経営のわかる実践的技術プロフェッショナル」（工学系2専攻）若しくは「技術のわかる実践的ビジネスプロフェッショナル」（ビジネス系専攻）に対応して、企業での実務経験のある専任教員を複数人配置しており、工学系専攻には技術士の資格を持つ専任教員を1人配置している。さらに、当校専攻科課程の特色であるシナジー教育や技術経営（MOT）教育にも配慮して、生産管理や技術経営を専門とする専任教員も配置されている。

これらのことから、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されていると判断する。

3-1-④ 学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられているか。

専任教員の採用は、教員の年齢構成や性別構成を考慮して行っており、当校での専任教員の年齢構成は、特定の年齢に著しく偏った状況にはない。また、当校には、現在6人の女性の専任教員が在籍しており、

女性教員の採用にも努めている。

なお、教員採用においては、年齢、性別のみならず企業での実務経験、教育経歴や技術士等の資格の取得状況も踏まえ、バランスを考慮して採用している。教員採用は原則として公募制で行っている。

当校では「福島工業高等専門学校教育功労者等表彰の実施について」の規定に基づき、教育活動等で功績のあった教職員を表彰する制度があり、毎年数人の教職員に対して表彰を実施している。

これらのことから、学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して教員組織の見直し等、適切な取組がなされているか。

当校の教育活動に関する定期的な評価システムには、教員による自己評価、教員による相互評価、学生による教員の評価の3項目から構成されている。国立高等専門学校教員顕彰実施要項に基づく評価と、「福島工業高等専門学校における教員業績評価システム」に基づく評価の2つがある。

「福島工業高等専門学校における教員業績評価システム」は、当校独自の①教育、②研究、③学生指導、④校務分掌、⑤社会貢献・社会連携・外部資金・学会活動・受賞の5項目を自己点検・評価するものであり、本結果は、校長裁量経費等の競争的研究費の配分に適用するとともに、国立高等専門学校教員顕彰実施要項に基づく国立高等専門学校機構の教員顕彰制度への推薦にも適用している。

また、業績の評価結果については当人の各項目の評価点が全体のどの位置にあるかレーダーチャート形式により各教員にフィードバックし、評価が優秀な教員には、校長戦略経費から教育・研究費を配分し奨励することで業績向上を図っている。

当校では、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施する組織として、教育活動全般について担当する評価改善委員会を設置している。さらに、外部機関である研究会からの意見により改善も図っている。また、主に教員の授業に関する資質と能力の向上を担当するFD委員会を設置している。

非常勤講師に対しては、専任教員と同様に授業アンケートを実施し、結果をフィードバックするほか、毎年4月に開催する「非常勤講師との懇談会」で、当校の教育の方針説明、それとともに授業に関する様々な依頼をしている（成績の評価法、エビデンスの残し方等）。その依頼内容についての実施状況評価、授業の成果、教育活動等について依頼した各学科が見て、次年度継続して依頼するかどうかの判断をしている。

これらのことから、全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、また、その結果把握された事項に対して、適切な取組がなされていると判断する。

3-2-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用がなされているか。

当校では、教員の採用・昇任については高等専門学校設置基準のほか、教員の採用・昇任に係る選考基準として福島工業高等専門学校教員選考基準及び福島工業高等専門学校教員選考内規を定めている。また、専攻科担当教員は、福島工業高等専門学校専攻科を担当する教員に関する要項により選考している。

教員の採用に当たっては、公募制を導入し、教育実績及び業務実績、学位取得状況、教員としての資質等を勘案することとし、また、昇任に当たっては、教育業績（教育上の能力）、研究業績、校務分掌での経歴及び学位取得状況等の基準を満たすことを条件としている。

専任教員の採用に係る選考の手続きは、「福島工業高等専門学校における教員採用選考の取扱について」に定められている。教員の採用に当たっては、校長の諮問に応じるために、校長以下、当該学科長等で構成される選考会議を置くこととしている。採用候補者の募集は、特別の理由がない限り公募で行い、応募

のあった者について当該学科長が書類審査により複数人の面接選考候補者を選考し、校長に報告し、それを受けて校長は、当該学科長等の同席の下、面接選考候補者に対して面接選考を行っている。さらに面接選考候補者は、実際に当該学科の学生を対象として模擬授業を行うことになっている。校長は、書類選考及び面接選考の結果に基づき、選考会議の意見を求め、採用候補者を決定している。

非常勤講師の採用に関する規則については、福島工業高等専門学校教員選考基準第4条第2項に定められており、専任講師の基準を準用することとしており、また、福島工業高等専門学校教員選考内規第3条（必要書類）を準用して教員選考個人調書及び著書・論文一覧をもとに学科長を中心とした選考委員による選考を行っている。その際には被選考者との面談を行う。その後校長の判断を経て採用している。教育上の能力は同内規第3条（必要書類）と面談により確認している。

これらのことから、教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-3-① 学校における教育活動を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。

当校において編成された教育課程を展開するために、学生課教務係、学生課図書係、モノづくり教育研究支援センターを置いている。学生課教務係には係長1人、係員2人が、学生課図書係には係長1人（学生課長と兼務）、非常勤職員3人を配置し（うち2人が司書資格保有者）、図書館運営を主とした業務を行っている。また、モノづくり教育研究支援センターはセンター長（教授と兼務）以下、技術長、第1グループにグループ長1人と技術職員4人、第2グループにグループ長1人と技術専門職員1人及び技術職員4人を配置している。技術職員は、福島工業高等専門学校モノづくり教育研究支援センター規則に定める実験、実習、卒業研究等の補助、指導や福島工業高等専門学校地域復興支援室規則に定めるゲルマニウム放射線測定器により物質に含まれる放射線の測定を行うなど、有効な教育支援、地域貢献を行っている。なお、モノづくり教育研究支援センターへの実験・実習以外の教育支援の依頼は、正式な依頼申請書を提出して行うこととしている。

これらのことから、学校における教育活動を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者の選抜が、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、学校の教職員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に理解されやすい形で公表されているか。

準学士課程の入学者選抜に関しては、平成 16 年度に設置された入学試験委員会の下で、当校の求める入学者像を示した「福島工業高等専門学校の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」及び各学科の求める入学者像を示した「各学科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」が策定され、平成 25 年度に以下のとおり改訂され現在に至っている。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、本校の学習・教育目標を達成できる能力を持った人を入学させることです。

・望ましい学生像

○全学科

1. 創造的な「モノづくり」に強い興味を持っている人
2. 基礎的学習内容を十分に理解し、自ら学ぼうとする人
3. 自ら目標を立て、達成に向けて粘り強く努力する人
4. あらゆる物事に関心を持ち、深く探求する人
5. しっかりしたモラルを持ち、まわりの人たちを尊重する人

○機械工学科

- ①ロボットや自動車などの機械のモノづくりに強い興味を持っている人
- ②機械の仕組みや関連する技術について深く勉強したい人
- ③人のために役立つ環境に優しい技術に関心のある人

○電気工学科

- ①電気・電子に関する実験や製作に協調性をもって取り組める人
- ②創意工夫して電子回路やコンピュータプログラムを作り、動かしてみたい人
- ③電力、通信、IT など社会基盤を作る技術者になりたい人

○物質工学科

- ①物質を分子・原子レベルで自在に操る技術者になりたい人

- ②新素材やバイオテクノロジーに強い興味を持っている人
- ③化学の知識・技術を応用して環境問題解決に貢献したい人

○建設環境工学科

- ①道路・橋・港・ライフライン等の建設技術に興味を持っている人
- ②自然環境と調和したまちづくりを大切にしていきたいと考えている人
- ③建設技術を通じて地域社会の発展に貢献したい人

○コミュニケーション情報学科

- ①社会・経済のしくみや動きに広く関心のある人
- ②外国語能力を高めて、国際的に活躍したい人
- ③情報技術を身につけて、産業社会に貢献したい人

・入学者選抜の基本方針

福島高専では以下の点を重視して、入学者の選抜を行います。

1. 中学校で学習する国語・社会・数学・理科・英語の学習内容を十分に理解していること
2. 中学校での成績評価が良好なこと
3. 課題達成型推薦入試においては、モノづくりや課外活動などの課題に取り組み、顕著な結果を残していること

入学者受入方針策定の目的は、当校の教育理念及び学習・教育目標にふさわしい資質をもった学生を選抜することにある。入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の望ましい学生像と教育理念及び学習・教育目標との対応は5つに区分され、それぞれに適合した形となっている。

入学者受入方針は、学校要覧の配布、ウェブサイトでの公開などを通じて当校の教職員に対する周知を図っている。周知の状況を知るため、教職員を対象に実施した入学者受入方針周知度調査の結果では、おおむね95%の教職員が知っているという結果が得られている。

社会に向けても、当校の入学者受入方針の公表・周知に努めている。学校要覧等刊行物の配布及び当校ウェブサイト内の入試情報ページへの掲載により公表されている。入学者募集要項に入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を掲載するほか、さらに学力選抜の方法として「学力点は500点満点、内申点は280点満点として評価する」等、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の入学者選抜の基本方針をより具体的な内容にして公表している。

準学士課程への編入学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）も準学士課程入学のものと同様の内容であり、対象となる高等学校の生徒・教職員に対しては、編入学者募集要項等刊行物の配布及び当校ウェブサイト内への編入学者募集要項の掲載のほか、入学者対策専門部会が行う高等学校訪問及び当校での説明会により公表及び周知を図っている。

専攻科を設置した平成16年度には、専攻科委員会において専攻科の求める学生像を示した「福島工業高等専門学校専攻科及び各専攻の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」を策定した。これは平成25年度に以下のとおり改定され現在の形となっている。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、本校の学習・教育目標を達成できる能力を持った人を入学させることです。

- ・望ましい学生像

○全専攻

1. 専門の知識と基礎技術を有し、より高度な実践的かつ創造的技術を修得する意欲のある人
2. 工学と経営の融合した分野に強い興味を持っている人
3. 職業人としての倫理観を身につけ、専門分野で地域及び社会の発展に貢献したい人

機械・電気システム工学専攻

- ①機械・電気の専門的な基礎力を有し、創造的なモノづくりに興味を持っている人
- ②技術者としての素養を身につけ、豊かな社会の発展に貢献することに意欲を持っている人

物質・環境システム工学専攻

- ①研究に打ち込み、先端技術に柔軟に対応する知識とスキルを修得したい人
- ②物質工学と建設環境工学の融合分野である環境工学・材料工学に強い関心を持っている人
- ③確かな倫理観を持ち、生産活動を通して工学の発展及び地域・社会の環境改善に貢献したい人

ビジネスコミュニケーション学専攻

- ①ビジネスの基礎的知識を有し、技術経営（MOT）の修得を目指す人
- ②ビジネスを実践的に応用し、地域社会に貢献し、国際的に活動したい人

・入学者選抜の基本方針

高等専門学校卒業程度の、各専門で必要な基礎的素養（工学系では、数学、各専門分野の基礎的知識・能力、ビジネス系では社会科学と専門分野の基礎的知識・能力）を有していることを重視します。また外国語による国際的コミュニケーション基礎能力を有していることも重視します。

専攻科の新しい入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、平成27年度の専攻科学生募集要項に反映している。新しい入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、望ましい学生像を具体的に明記するとともに、望ましい学生像になるための基礎的素養をもとに入学者選抜の基本方針を明確化し、入学者選抜でどのような能力を重視するかを示している。

専攻科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）についても、準学士課程と同様に学校要覧配布などで当校教職員への周知を図っている。教職員を対象に実施した専攻科課程の入学者受入方針の周知度調査の結果では、おおむね95%の教職員は知っているということが確認されている。

準学士課程、専攻科課程の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を「よく知らない」「全く知らない」と1つでも答えた教職員に対しては、研修会を行い、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の周知徹底を行っており、その後のアンケート調査では、全員が知っているという結果になっている。

また、専攻科課程の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）についても、準学士課程と同様、専攻科学生募集要項等刊行物の配布及び当校ウェブサイトへの専攻科学生募集要項の掲載により、広く社会に向けた公表及び周知を図っている。

これらのことから、教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針が明確に定められ、学校の教職員に周知されており、また、将来の学生を含め社会に理解されやすい形で公表されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されているか。

当校における準学士課程の入学者選抜は、推薦による選抜と学力検査による選抜で実施している。

推薦による選抜の出願資格では、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の入学者選抜の基本方針の1及び2を、中学校の「第1学年、第2学年、第3学年1学期および第3学年2学期の必修5科目（国語、社会、数学、理科、外国語）の5段階評定の合計が84以上でかつ他の4教科（音楽、美術、保健体育、技術家庭）の5段階評定の合計が60以上である者。」として具体的な出願資格として設定している。

また、推薦入試は、一般推薦と課題達成型推薦に分かれている。課題達成型推薦は、①「モノづくり」に関する活動、②「スポーツ、文化・芸術」に関する活動、③「学術・研究」に関する活動、④資格・検定において、高校生レベル以上、⑤中学校において、生徒会長をつとめた、の5つの条件のうち1つ以上で顕著なことを選抜の対象としており、「顕著なこと」の意味も明文化している。そして、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の入学者選抜の基本方針に沿って、十分な基礎学力を有する中学生に対し、学力に偏重しすぎず多様な生徒の獲得にも努めている。

学力検査による選抜では、「学力点は500点満点、内申点は280点満点として評価する」ことを公表しているが、学力点で入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の入学者選抜の基本方針の1を、内申点による評価で2を確認している。

学力検査による選抜は、全国統一の試験問題による学力検査の成績と出身中学校長から提出された調査書の内容を総合して行っている。前述のように入学者募集要項には、学力選抜の方法として「学力点は500点満点、内申点は280点満点として評価する」ことを公表している。

なお、準学士課程の入学者選抜は、推薦による選抜、学力検査による選抜のいずれについても、入学試験委員会で選抜基準に基づいた原案を作成し、全教員参加の入学者選抜会議（教員会議）の結果をもとに校長が決定している。

また、高等学校を卒業、卒業見込みの生徒を対象とした準学士課程（4年次）への編入学者選抜は、推薦による選抜と学力検査による選抜により選抜している。

推薦による選抜では準学士課程4・5年次での勉学に支障のない学力を有する学生を選抜するために、出願資格を「各教科の評定平均が4.5以上であり、かつ学科（クラス）内席次が上位10%以内である者」としている。さらに面接（専門科目に関する口頭試問を含む）を課し、専門分野に関する基礎学力に加えて目的意識・学習意欲を十分に備えた人物を選抜することになっている。学力検査による選抜では、学力検査を課し、合格基準点に満たない者は選抜しないことを公表している。さらに面接を実施し、志願者の人物と各専門学科への適性を評価している。

以上のように、準学士課程への編入学者選抜においても当校の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に合致した学生の選抜に努めている。

編入学者選抜の推薦による選抜では出願資格、出願書類、面接により総合的に入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の入学者選抜の基本方針1及び2を判断し、学力検査による選抜では、学力点で1を、出願資格、出願書類から2を総合的に判断している。

なお、編入学者の選抜においては、推薦による選抜、学力による選抜とも、入学試験委員会が選抜基準に基づいた原案を作成し、全教員参加の編入学者選抜会議（教員会議）の結果をもとに校長が決定している。

専攻科課程の入学者選抜は、当校準学士課程の卒業生、他の高等専門学校及び短期大学の卒業生、社会人等を対象に実施している。

高等専門学校長の推薦による選抜では、高等専門学校長の推薦を得た者を対象とし、面接（専門科目に関する口頭試問を含む）の点数と学校長からの推薦書及び調査書の内容（準学士課程4年次の席次と内申点の平均点）を総合判定して選抜している。なお、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）における入学者選抜の基本方針の「各専門で必要な基礎的知識」「外国語による国際的コミュニケーション基礎能力」について、「内申点平均が4.2以上または学科内順位50%以内」かつ「TOEICスコア300点以上」というように募集要項に記載している。

学力試験による選抜については、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）にある入学者選抜の基本方針に合わせて、実施している。機械・電気システム工学専攻と物質・環境システム工学専攻については、TOEIC換算点で算定された英語評価点、数学（90分の試験時間）、専門科目（120分）、面接の内容により評価している。また、ビジネスコミュニケーション学専攻では、英語（上記2専攻と評価法は同じ）、小論文（90分）、専門科目（120分）、面接の内容により評価している。入学者の選抜は、学力試験、調査書及び面接の内容を総合判定して行っている。

社会人特別選抜では、（1）出願資格に「高専卒、短大卒等」の条件を課し、（2）TOEIC300以上を課し（3）面接は30分程度行い、適正、人物、性格等を見る項目、及び専門の基礎知識を見る項目（口頭試問）について質問し、この面接評価を3～4人の面接官で行い、各項目5段階評価で、全体平均3.0以上を合格としている。

以上の過程の（1）及び（2）で、入学者選抜の基本方針にある「高等専門学校卒業程度の各専門分野で必要な基礎的素養を有していること」及び「外国語による国際的コミュニケーション基礎能力を有していること」を確認し、さらに、（3）で「高等専門学校卒業程度の各専門分野で必要な基礎的素養を有していること」をより詳しく評価している。

企業の在籍期間が1年以上ある者を対象とし、面接（専門科目に関する口頭試問を含む）と所属長から提出された推薦書及び調査書の内容を総合判定して選抜している。

以上のように、専攻科においては全ての選抜で面接を実施し、志願者の人物を評価するとともに、推薦入試、社会人入試では口頭試問により各専攻への適性を評価し、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の入学者選抜の基本方針に従って学生の選抜を行っている。なお、専攻科課程の入学者選抜の実施に関する審議は、専攻科委員会及び専攻科会議で行い、入学者の選抜は専攻科委員会が選抜基準に基づいた原案を作成し、専攻科会議の議を経て校長が決定している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されていると判断する。

4-2-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

準学士課程に関する入学試験方法、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の検討、改善は入学試験委員会、及びその中の1つの組織である入学者選抜方法等研究専門部会が行っている。また、専攻科課程については、それらの検討、改善は専攻科委員会が行っている。

ここ5年以上は、準学士課程の進級率、卒業率も良好であり、専攻科課程の学生の学位取得率はほぼ100%であったこと、企業アンケートによる当校の卒業生、修了生の評価も良好であったことなどから、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った入学者選抜ができていたと判断されてきたため、入試実施方法等は変えていない状況にある。

平成25年度には、「望ましい学生像」からなる旧入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を検討

し、「入学者選抜の基本方針」をより明確にすべきとの結論から、入学試験委員会、専攻科委員会で現在の「望ましい学生像」と「入学者選抜の基本方針」からなる入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に改善している。

また、当校の推薦入試で不合格となった志願者のうち、毎年ほぼ全員が学力入試を受検し、推薦志願者が合格者全体の約7割を占めている状況にあること等の理由から、平成21年度入学生から推薦入試の定員を20人とする変更を行っている。さらに、多様な人材を学生とすることは高等専門学校の教育において効果があると判断し、課題達成型入試（定員5人）を導入している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われる等、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当校における平成22～26年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均の状況からみて、準学士課程について、入学者数が入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

また、専攻科課程について、平成22～26年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均の状況からみて、ビジネスコミュニケーション学専攻について、入学者数が入学定員を超える状況になっているものの、教育等に支障の生じないように教員の確保や施設・設備面への配慮がなされている。

これらのことから、実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないと判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(準学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 豊かな人間性の涵養に関する取組が適切に行われていること。
- 5-4 成績評価や単位認定、進級・卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専攻科課程)

- 5-5 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-6 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-7 教養教育や研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-8 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<準学士課程>

5-1-① 教育の目的に照らして、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものとなっているか。

当校準学士課程の教育課程は、低学年次においては基礎学力養成のために講義を主とする一般科目を多く配置し、学年の進行とともに専門的な講義科目や実験・実習科目が多くなるくさび形の構成としている。また、卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力の全ての項目に必修科目を配置しており、教育の目標を達成することに配慮したものとなっている。また、当校の学習・教育目標は必修科目を修得することで全て満足することができるが、必修科目を強化する目的で選択科目を設けている。また、全ての学科において学科の専門に関する授業を体系的に編成している。準学士課程の授業水準は、教員の学会活動や他の研究者・技術者との交流、企業等からの非常勤講師との意見交換、企業アンケート結果等を踏まえて決定しており、おおむね国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）レベルとなっており、その内容は学習・教育目標に沿ったものとなっている。

授業内容はシラバスに示されており、科目構成については、学習・教育目標を達成するのに重要な科目は主に必修科目として開講し、応用的、発展的な内容を含んだ科目を主に選択科目として開講している。

授業時間は高等専門学校設置基準第17条第3項に従い、1単位時間標準50分の授業を30週で実施している。また、4年次生以上では、同基準第17条第4項に記載の1単位の履修時間が、授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目（以下「学修単位科目」という。）を実施している。その他、定期試験、補講期間、特別活動期間、再試験期間等を設けて35週を確保している。なお、学則第12条では「1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。」と定めている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成

するために適切なものとなっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等に配慮しているか。

当校では、学生の多様なニーズに応えるために、特別学修単位として当校以外の教育機関等における学修に対して30単位を超えない範囲で単位認定を行っている。このうち、当校で認めた資格検定試験合格者については10単位を超えない範囲で単位認定を行っている。

また、学術の発展の動向に対応するため、他の教育機関との単位互換協定を締結し、相互授業やインターネットを介したe-learningを実施しているほか、長岡技術科学大学との協働により専門分野の垣根を越えた幅広い知識を習得させるため「技術科学フロンティア概論」を4、5年次に開講し、最新技術を取り入れた講義を行うなど、加えて、「企業技術者活用プログラム」の予算で、外部の技術者による講演等を行い、先端技術を授業等の中で紹介している。

さらに、東日本大震災での東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧復興に対する人材育成が、社会からの要請で当校の責務となったことを受けて、原子力研究開発機構との連携協定を結び、全学科の5年次に「放射線管理学概論」「環境・エネルギー工学概論」「防災通信工学」を開講している。

当校では学習・教育目標に、「(F)情報技術を活用して、国際社会で必要なコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力を身につける」ことを挙げていることから、LL教室内に英語教材システムを導入し、英語授業の一部をこのシステムを用いて実施している。また、非常勤講師としてネイティブスピーカーを4人配置している。さらに、実用英語技能検定の取得級及びTOEIC、TOEFLのスコアに応じて単位の認定を行っている。

平成21年度文部科学省「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」に採択された「アカデミア・コンソーシアムふくしま」の構築による広域連携型学力向上プログラム及び平成24年度「文部科学省大学間連携共同教育推進事業」に採択された「ふくしまの未来を拓く「強い人材」づくり共同教育プログラム」を活かして、「福島県中学生ブリッジデザインコンテスト」を継続実施しているが、その教育経験に基づき、建設環境工学科1年次の必修科目「創作実習（1単位）」の中で、バルサ材を用い、広い路線空間を有し、高い強度を持つ立体トラス模型を、少ない材料で、軽く、デザイン性を加味して創作する課題を平成25年度より実施し、使用性、安全性、経済性、景観性に優れた土木構造物を構築する土木技術者を目指す学生の導入教育として効果を上げている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

当校の教育課程は学習・教育目標に沿って授業科目を配置しており、科目の授業形態としては、講義、演習、実験・実習の全てを採用している。全単位における講義、演習、実験・実習の比率は、おおむね一般科目で5：3：2、工学系専門科目で4：1：5、コミュニケーション情報学科で4：2：4であり、全体的に参加型の授業が多くなっている。

例えば英会話の授業では、主要な目的が話すことであることからネイティブスピーカーが担当し、講義又は演習形態の授業ではなく実習形態の授業を採用している。機械工学科1年次の「モノづくり基礎」では、反復練習が理解度・習得度を向上させることから、旋盤、フライス、溶接、手仕上げ等の作業を前期

と後期の2度にわたり実施するようにシラバスを工夫している。2年次生全員の必修科目である「ミニ研究」は、教員が与えた課題について、調査・分析、実験・解析、モノづくり等を行いその結果をポスター発表する授業であるが、授業の自由度と学生の自主性を重んじることから木曜日と金曜日のうちどちらか（両方でも可としている）で授業を行うことになっている。機械工学科3年次の「創作実習」では、実習工場での工作等の作業が主な授業になっており、学生が操作している機械の状況を教員が一目で把握できるように、機械にシグナルタワーを取り付けることで安全を図るとともに、機械の停止時間が長い学生には積極的に声をかける等の工夫をしている。

これらのことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示等、内容が適切に整備され、活用されているか。

工学系4学科及びビジネス系1学科の全ての授業について、シラバスが作成され毎年更新されている。さらに、シラバスは印刷物として各クラスに配布するほか、データベース化して、当校ウェブサイト公開している。

シラバスには、担当教員、対象学年等、履修/学修単位の別、目標基準との対応、授業の概要と方針、到達目標、各コマの授業計画及び事前学習、定期試験の有無、評価方法、教科書・参考書、履修上の注意等が記載されている。また、シラバスの1ページ目で学修単位についての説明を記載しており、その中で1単位の履修時間が授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明記し、各科目内の「履修上の注意」欄において、学修単位実質化のための自学自習の確認方法について記載している。

平成26年4～5月に実施した学生に対するシラバスに関するアンケート結果から学生のシラバス利用率をみると、準学士課程で80%、専攻科課程で71%である。学生は、授業内容の確認や成績評価方法の確認、定期試験の準備、予習・復習、選択科目の選択の参考等にシラバスを利用している。一方、平成26年1～2月に実施した教員に対するシラバスの利用法に関するアンケートでは、次年度シラバスの作成や授業内容の説明、成績評価説明、進捗状況確認等の回答が得られている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示等、内容が適切に整備され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 創造性を育む教育方法の工夫が図られているか。また、インターンシップの活用が図られているか。

学生の持っている創造的能力を高めるために、工学系4学科ではそれぞれの学科の特徴に合わせて創造性を育む授業を実施している。

学科単位の独創的な教育的取組として、機械工学科による「異学年協働ループ型のモノづくり教育」がある。これは、平成21年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」にて実施していたものであるが、事業終了後も引き続き校内予算で継続して取り組んでいる。「市民に役立つモノづくり」をテーマとして、2年次生がアイデアを出し、そのアイデアをもとに5年次生が設計教育の集大成として仕様書、計算書、図面にまとめて2年次生に渡し、翌年度、3年次生に進級したところで「創作実習」の課題として部品加工から組立てまでを行う。4年次生は前年の経験からモノづくりの楽しさ、難しさを3年次生に伝えるという授業である。このシステムにより、学生は講義、実験・実習を受け身でなく主体的に学ぶようになり、設計・製作することの難しさと完成の喜びを実際に体験することができるようになっている。これは、課題を達成するためのアイデア創出、計画立案、実現等を学生に遂

行させる独自の学習・教育方法であると当校は考えている。自分（達）と他者（グループ）の設計案をもとに討論し、より良い案にまとめていく（ディベート形式）過程を繰り返すことにより、互いの設計案の利点・欠点の見極めや技術的問題点の解決等が経験できるように、創造性を育む工夫を図っている。

電気工学科では、4年次の「創作実習」で「オリジナルセンサ回路」の設計・製作を行っている。物質工学科では、3年次の「創作実習」で「自動制御のライントレーサー」の製作を行っている。この授業では、学生が製作したライントレーサーで競技を行わせ、「競い合いによる向上心の育成」や「モノづくりにおける調整の重要性」を認識させるとともに、「知恵を出す」ということが、学問の世界においても産業界において、最も重要であることを体感させている。建設環境工学科では、1年次の「創作実習」で「デザインに優れた立体トラス橋（バルサブリッジ）」の製作を行っている。バルサブリッジの作製に当たっては授業の始めにトラス橋についての説明はするものの、第1回目の作製では学生自身のアイデアで橋を作り載荷試験を実施する。この試験において橋は破壊又は変形するが、その模様を観察し構造強化・性能向上策を考えさせレポートにさせる。これを踏まえて第2回目の橋を作製し載荷試験を実施する。さらに第2回目の破壊状況を踏まえ、もし次回があるとすればどのような形状にするかを絵に描かせている。

当校全体の創造性を育む教育として全学科2年次生を対象に、全教員の指導の下、専門分野の枠を超えた自由な発想・創造性を活かした科目として「ミニ研究」を実施している。研究テーマ（課題）を考え、調査・分析、実験・解析、モノづくりなどを行い、報告書にまとめるとともに、その成果について発表するポスターセッション形式の「ミニ研究発表会」を実施している。「ミニ研究」では、単に「モノを作る」「何か調べる」というだけでなく、目的を持ち、テーマによっては調査、実験、創作等も行い、全テーマとも最後には内容をまとめて教職員や外部の人に向けて発表し、そこでディスカッションも行っており、答えのない課題に取り組むという、研究の一連の流れを身に付け、創造性を育む工夫を図っている。

全学科4年次において、主に長期の夏季休業期間中に企業や官公庁等での原則2週間にわたるインターンシップを必修科目とし、終了後報告書作成と実習報告会での口頭又はポスター発表を行っている。また、インターンシップの単位として「校外実習」又は「実務研修」として1単位の認定を行っている。

これらのことから、創造性を育む教育方法の工夫が図られており、また、インターンシップの活用が図られていると判断する。

5-3-① 教育課程の編成において、一般教育の充実や特別活動の実施等、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているか。また、教育の目的に照らして、課外活動等において、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているか。

当校は「広く豊かな教養と人間力の育成」を教育理念として掲げており、学習・教育目標「(A)地球的視野から人や社会や環境に配慮できる能力を養うために、倫理・教養を身につける。」を達成するため、一般科目として4年次に「法学概論」及び「経済学概論」を、5年次に「技術者倫理」及び「産業経済史」を開講するとともに、専門科目の環境に関する授業として、機械工学科及び電気工学科では4年次に「環境工学」、物質工学科では1年次に「基礎生物学」、4年次に「細胞遺伝子工学」「環境科学」、5年次に「環境工学」「生命科学」、建設環境工学科では2年次に「環境科学基礎」、3年次に「環境科学Ⅰ」、4年次に「環境科学Ⅱ」、5年次に「環境工学」「建設環境法規」、コミュニケーション情報学科では4年次に「環境科学Ⅰ」をそれぞれ開講している。

1～3年次生では1単位分の時間を時間割上に確保し学習指導や生活指導等に活用しており、3年間で90単位時間の特別活動を実施している。また、毎朝、8時30分から8時40分にショートホームルームが担任により行われており、学生の遅刻・欠席の確認、生活指導に役立てられている。その他、毎年秋に2

日間の学年学科行事日を設けており、低学年次は学年・クラス内の交流を深めるための活動、3年次生以上は進路選択や職業選択のための工場や施設又は大学等の見学会を行っている。課外活動では、部活動として文化部と運動部に分かれて活動をしている。また、規定の人数に満たない団体が目的に沿って活動できるように愛好会の活動も認めている。

学習・教育目標には「(E) モノづくりやシステムデザイン能力を養うことにより、創造的実践力を身につける」ことが掲げられている。これを人間性の面から補うために、アイデア対決・全国高等専門学校ロボットコンテスト、全国高等専門学校プログラミングコンテスト、全国高等専門学校デザインコンペティション、高等専門学校英語スピーチコンテストへの参加を勧めている。

これらの活動を通じて、人や社会や環境に配慮できる能力を有する人間性の涵養を図るように配慮している。

これらのことから、教育課程の編成において、一般教育の充実や特別活動の実施等、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されており、また、教育の目的に照らして、課外活動等において、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されていると判断する。

5-4-① 成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価に関する規定は、福島工業高等専門学校試験及び成績評価に関する規則として定めてあり、学生便覧として全学生及び各教室に1部配布している。この規則の中には、追試（定期試験を欠席した者に対する追加の試験）と再試（単位を修得できなかった者に対する再度の試験）の実施方法や成績評価方法についても記述している。平成26年4～5月に準学士課程の学生に対して行った成績評価に関するアンケート調査により、これらの規則が周知されていることを把握している。

科目の成績評価方法についてはシラバスに記載しており、教員はこの成績評価方法に従って科目の評価を行うこととしている。特に学修単位科目については、成績評価等の方法がシラバスの記載どおりに行われていることを学校として把握する取組が十分であるとはいえないものの、授業時間以外に実施する自学自習の課題に関する評価割合を明記し学生に周知を図っていると同時に、これに従って評価を行っている。科目の評価がシラバスに従って厳格に行われていることは、エビデンスとして保管されている成績評価資料からも確認できている。また、進級・卒業認定に関しては、教務委員会が準備した資料をもとに全教員が参加する教員会議で確認され、校長が認定している。

成績に関する意見の申立ては、試験答案返却時に採点ミス等の疑義を担当教員が直接受け付けるとともに、成績確定後であっても、本人が直接又はクラス担任を通じて教務委員会に申立てが可能となっている。

これらのことから、成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されており、また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定がおおむね適切に実施されていると判断する。

<専攻科課程>

5-5-① 教育の目的に照らして、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。

教育課程の体系において、専攻科課程の「修了時に身に付けるべき学力や資質・能力」と準学士課程の「卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力」は互いに対応しており、専攻科課程の方がより専門的に発展している。準学士課程から専攻科課程までの連続的な科目系統図でも、準学士課程からの科目の流れが

連続的に進展していることが示されている。例えば、専攻科課程の一般科目である1年次「倫理学」のシラバスでは、準学士課程5年次の「技術者倫理」に比較してより発展している内容となっている。

これらのことから、教育の目的に照らして、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっていると判断する。

5-5-② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものとなっているか。

当校専攻科課程の教育課程は、一般科目、専門関連科目、専門科目の3つから成り立っており、一般科目と専門関連科目は各専攻共通科目となっている。また、修了時に身に付けるべき学力や資質・能力の全ての項目について必修科目が配置されている。当校の学修・教育目標は必修科目を修得することで全て満足することができるが、必修科目を強化する目的で選択科目を設けている。全専攻の授業科目系統図においては、全ての専攻において専門に関する授業が体系的に編成されているとともに、学士の学位区分に対応した専攻及び科目編成になっている。

特に、修了時に身に付けるべき学力や資質・能力で「3）工学系-ビジネス系科目の協働（シナジー）効果により、複眼的な視野を持って自ら工夫して新しい産業技術を創造できる能力」を掲げていることから、専門関連科目において1年次の「新事業開発Ⅰ」及び2年次の「新事業開発Ⅱ」や1年次の「産業技術論」「産業財産権」等の経営系科目の導入を図っている。

また、専攻科課程の学生に配布しているポートフォリオ表により、どの科目を選択すれば、どの学習教育目標が達成されるかが明確にわかるようになっている。学生は、半年ごとに修得した科目の点数を入力すると、どの目標が達成できていないかを知ることができ、それをもとに次の学期に履修すべき科目を判断できるようになっている。

なお、平成19年度に採択を受けた文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択された「マーケティングを意識した技術者教育-シーズとニーズをマッチングさせる技術-ビジネスのシナジーを活かした早期教育の実践-」の成果を活かし、事業終了後も引き継いでいる専攻科課程の授業科目として1年次「モノづくり概論」「ビジネス創造演習」「生産管理論」「新事業開発Ⅰ」、2年次「新事業開発Ⅱ」があり、学生が「技術を活用して売れる商品を生み出すための経営」という、MOTの知識を習得する機会を設けている。特に1年次「新事業開発Ⅰ」及び2年次「新事業開発Ⅱ」は全専攻共通で開講され、理系学科と文系学科のシナジーの実現を図っている。

授業時間は1単位の授業科目を45時間の学修をもって構成する学修単位による授業を実施している。その他、定期試験、補講期間、特別活動期間、再試験期間等を設けて35週を確保している。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものとなっていると判断する。

5-5-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等に配慮しているか。

当校では、学生のニーズにより、大学や他の高等専門学校専攻科課程で開設されている授業科目の履修に対して20単位を限度として単位を認定するとともに、当校で認めた資格検定試験合格者に対する単位認定を行っている。

また、学術の発展の動向に対応するため、他の教育機関との単位互換協定である「福島県高等教育協議

会加盟大学間相互単位互換」や「茨城大学・茨城工業高等専門学校及び福島工業高等専門学校間における単位互換に関する協定」を締結し、外部単位の修得を認めている。さらに、専門関連科目1年次「産業技術論」においては、東北大学を中心に、他の大学、研究機関から講師を招いている。講義内容は、専門的な事項を、分かりやすく、様々な基礎をもった学生（機械工学科、電気工学科、物質工学科、建設環境工学科、コミュニケーション情報学科出身の学生）にも十分分かるようなものとするを依頼しており、学生が各分野の最新トピックス、学術発展の動向を知ることができるように配慮している。

さらに、東日本大震災での東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧復興に対する人材育成が、社会からの要請で当校の責務となったことを受けて、原子力研究開発機構との連携協定を結び「復興人材育成特別コース」を開設している。これは、平成23年度文部科学省「大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業」に採択された「原子力に依存しないエネルギーと安全・安心な社会を目指す地域復興人材育成」に基づくものであり、当該事業は地域復興支援室を中心に実施しており、支援室には再生可能エネルギー分野2人、原子力安全分野2人、減災分野1人の新規採用教員を含めて約40人（全教員約80人の半数）の関連分野教員が参加している。当該コースの開設に伴い、専攻科課程定員は20人から25人に増加しており、特別コースの学生は従来の各専攻に在籍しながら地域復興支援室の教員を中心とした上記の3分野からなる特別コースの教育を受けている。

当校では学習・教育目標に、「(F) 情報技術を活用して、国際社会で必要なコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力を身につける」ことを挙げていることから、海外インターンシップを積極的に進めている。平成25年度には、フランスに9人、オーストラリアに1人、中東に2人、中国に2人の合計14人が海外でインターンシップを行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-6-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

当校の教育課程は学習・教育目標に沿って適切に配置されており、科目の授業形態は、講義、演習、実験・実習の全てが採用されている。全単位における講義、演習、実験・実習の比率は、おおむね一般科目で3:7:0、工学系専攻で5:0:5、ビジネスコミュニケーション学専攻で3:1:6であり、全体的に参加型の授業が多くなっている。修了時に身に付けるべき学力や資質・能力のうち「6) 情報技術を活用した、国際社会で必要なコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力」の欄においては、実践を重視することから実験・実習の割合が100%となっている。

例えば1年次「産業技術論」では、様々な分野・産業・業界の最新の知識を得るために、当校の教員だけでなく東北大学をはじめとした近隣の大学教員がオムニバス形式で講義を担当する授業となっている。また、2年次「特別セミナー」は、自分の専門分野以外の知識を修得し見識を広げることを目的としていることから、他専攻の教員のセミナーを受ける授業となっている。

これらのことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-6-② 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示等、内容が適切に整備され、活用されているか。

全専攻の全ての授業についてシラバスが作成され、毎年更新されている。さらに、シラバスは印刷物と

して各クラスに配布するほか、データベース化して、当校ウェブサイト上に公開している。

シラバスには、担当教員、対象学年等、目標基準との対応、授業の概要と方針、到達目標、各コマの授業計画及び事前学習、定期試験の有無、評価方法、教科書・参考書、履修上の注意等が適切に記載されている。また、シラバスの1ページ目で授業時間についての説明を記載しており、その中で1単位の履修時間が授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明記し、各科目内の「履修上の注意」欄において、学修単位実質化のための自学自習の確認方法について記載している。

学生は、授業内容の把握や学習・教育目標との関連付け、授業の予習、定期試験での試験範囲の把握、評価方法の確認等にシラバスを利用しており、一方、教員は授業準備や授業の進捗スピードの確認、評価方法の確認、関連するほかの授業内容の確認等に利用している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示等、内容が適切に整備され、活用されていると判断する。

5-6-③ 創造性を育む教育方法の工夫が図られているか。また、インターンシップの活用が図られているか。

学生の持っている創造的能力を高めるために、各専攻ではそれぞれの専攻の特徴に合わせて創造性を育む授業を実施している。

機械・電気システム工学専攻1年次の「創造工学演習」では、機械工学科卒業の学生と電気工学科卒業の学生が、それぞれ2～3人ずつで混合チームを構成し（1チーム：4～6人、2～3チーム）、異なるフィールドの専門知識と技術を持った複数名の担当教員（機械系教員3人、電気系教員3人）の認知的なアドバイスを受けながら、実社会における課題・問題を解決するための新製品開発を目標とした試作機製作を行っている。特に、開発機器のコンセプトを確定するまでのアイデア創出段階において、次のような特徴をもち、個々の学生の創造的能力向上のための思想的・技術的支援と、チームを構成する学生による主体的な合意形成能力（コミュニケーション能力）育成を手掛けている。

1) 1年次の前期に開講されている、エンジニアリング・デザイン関連科目（「新事業開発Ⅰ」「応用電子回路」）の受講によって、開発製品と市場価値・評価との関連性や、メカ・エレクトロニクス機器に必要な電子制御技術習得により、後期に取り組む「創造工学演習」における機器開発に対する思想的・技術的な創成力の連携的な支援を与えている。

2) 3つの開発フィールド・テーマ（「安心・安全」「省エネルギー・地球環境」「快適生活・快適社会・安心医療」）を限定し、そのフィールド・テーマ内の実社会における解決すべき課題・問題をチーム内で設定するための準備（事前調査などに基づくチーム内検討）を行い、コンセプトやプランニングの提案を、全受講学生と全担当教員による全体ミーティングにて実施している。

3) 2)の全体ミーティングにおいて、提案内容に対する質疑、コメントなどによる認知的アドバイスを、「創造工学演習」担当教員全員によって各チーム（又は学生個人）に与え、提案内容の創造性向上と開発製品（試作機）の実現性を促し、学生の創造的思考の具体化を図っている。

4) 3)を経て、各チームの支援を担当する教員を決定する。

以上の初期指導の下、後期10月～2月末までの間、担当教員、及び技術系職員の支援の下、「中間報告会」を経て、「製作発表会（審査会）」を全受講学生と「創造工学演習」担当教員全員によって行っている。

物質・環境システム工学専攻では1年次の「物質・環境システムデザイン演習」で与えられた課題について、それを解決するための方策を複数提示し、最適解を表現することを行っている。ビジネスコミュニケーション学専攻では1年次の「ビジネス創造演習」で市場に受容される具体的な「モノ」をデザインし、その授業と連動する1年次「新事業開発Ⅰ」において、市場に受容される「モノ」づくりを目指すことで

学生個々の創造性を育む工夫を図っている。

全専攻1年次において、主に長期の夏季休業期間中に企業や官公庁等での原則4週間（東日本大震災後は受入企業の要望等により2週間以上）にわたるインターンシップを必修科目とし、実践的教育を行っている。また、英語でのコミュニケーション能力を養成する方策として海外インターンシップも積極的に進めており、平成25年度においては14人の学生がフランス（9人）、オーストラリア（1人）、中東（2人）、中国（2人）に渡航している。インターンシップ終了後は報告書作成と報告会でのポスター発表を行っている。また、インターンシップの単位として2単位の認定を行っている。

これらのことから、創造性を育む教育方法の工夫が図られており、また、インターンシップの活用が図られていると判断する。

5-7-① 教育の目的に照らして、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

専攻科課程では、修了時に身に付けるべき学力や資質・能力において「1）地球的視野から人や社会や環境に配慮できる能力を養うための倫理・教養」を掲げていることから、教養教育が重要であるとし、一般科目において1年次「倫理学」、2年次「科学技術史」、1年次「現代英語Ⅰ」「現代英語Ⅱ」、2年次「現代英語Ⅲ」を、さらに専門関連科目において2年次「ビジネス英語」、1年次「現代化学」、2年次「環境解析評価論」を開講している。

「特別研究」では、基本的に大学と同じように研究室に配属され、研究テーマに沿って教員の指導の下、研究活動を行うが、基本的に少人数教育であることから各研究室とも1、2人の配属となっている。また、実験や実験機器の製作が伴うような研究テーマについては、モノづくり教育研究支援センターの技術系職員による支援を受けることができる。

特別研究を計画どおりに進めるためと進捗状況を確認するために、専攻科課程修了までの2年間で3回の中間発表と最終発表の計4回の発表会を実施し、その都度専攻科教員による評価を行っている。また、研究成果を広く市民に知ってもらうために、学校外による一般公開の発表会も実施している。なお、特別研究の成果は『専攻科特別研究論文集』として冊子にまとめ公表するほか、学会等での発表を修了要件としている。

これらのことから、教育の目的に照らして、教養教育や研究指導が適切に行われていると判断する。

5-8-① 成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価等に関する規定は、福島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修等に関する規則として定めてあり、学生便覧として全学生に1部配布している。この規則の中には、追試（定期試験を欠席した者に対する追加の試験）の実施方法についても記述している。また、単位追認試験（単位を修得できなかった者に対する再度の試験）については、専攻科生「単位追認試験」実施要領に記されている。平成26年4～5月に実施した専攻科課程の学生に対して行った成績評価に関するアンケート調査によれば、これらの規則が周知されていることが分かる。

科目の成績評価方法についてはシラバスに記載しており、教員はこの成績評価方法に従って科目の評価を行うこととしている。特に学修単位科目については、成績評価等の方法がシラバスの記載どおりに行われていることを学校として把握する取組が十分であるとはいえないものの、授業時間以外に実施する自学自習の課題に関する評価割合を明記し学生に周知を図っていると同時に、これに従って評価を行っている。科目の評価がシラバスに従って厳格に行われていることは、エビデンスとして保管されている成績評価資

料からも確認できる。また、単位認定及び修了認定に関しては、専攻科委員会及びJ A B E E自己点検書作成専門部会で準備した資料をもとに全専攻科担当教員が参加する専攻科会議で確認され、校長が認定していることから、適切に運用されている。

成績に関する意見の申立ては、試験答案返却時に採点ミス等の疑義を担当教員が直接受け付けるとともに、成績確定後であっても、本人が直接又は各専攻長を通じて専攻科委員会に申立てが可能である。

これらのことから、成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されており、また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定がおおむね適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 準学士課程において、社会からの要請を受けて、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧復興に対する人材育成科目として、全学科の5年次に「放射線管理学概論」「環境・エネルギー工学概論」「防災通信工学」を開講していることは、特色ある取組である。
- 準学士課程全学科2年次の「ミニ研究」において、答えのない課題に取り組ませることで創造性を育てるとともに、工学系4学科の「創作実習」において、各学科の特徴に合わせて創造性を育む授業を継続している。さらに、機械工学科は学科単位の創造性を育む取組として、「市民に役立つモノづくり」をテーマに、2年次生がアイデアを出し、それをもとに5年次生が仕様書、計算書、図面にまとめて2年次生に渡し、翌年度の3年次進級時に「創作実習」の課題として部品加工から組立てまでを行い、4年次生は前年の経験からモノづくりの楽しさや難しさを3年次生に伝えるという「異学年協働ループ型のモノづくり教育」を実施している。
- 準学士課程全学科4年次において、夏期休業中にインターンシップを必修科目とし、報告書作成と口頭発表又はポスター発表を行わせ、単位認定していることは、特色ある取組である。
- 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧復興に対する人材育成が社会からの要請で当校の責務となったことを受けて、専攻科課程3専攻にまたがる「復興人材育成特別コース」を設けている。
- 専攻科課程の3つの専攻では、各専攻の特徴に合わせて学生の持っている創造的を高める授業を実施している。機械・電気システム工学専攻1年次では「創造工学演習」において、機械工学科卒業生と電気工学科卒業生のそれぞれ2～3人ずつで混合チームを構成し、異なる専門知識・技術をもった複数教員の認知的なアドバイスを与える中で、具体的な機器やシステムを製作させ、各チーム及び全体で議論させることを通じて創造性の育成を図っている。物質・環境システム工学専攻1年次では「物質・環境システムデザイン演習」において、与えられた課題に対して解決策を複数提示し、最適解を表現させる中で創造性を高める工夫を行っている。ビジネスコミュニケーション学専攻1年次では「ビジネス創造演習」及び「新事業開発 I」において、具体的なモノをデザインし、それが市場で受容されることを目指す中で学生個々の創造性を育む工夫を行っている。
- 専攻科課程全専攻1年次において、主に夏期休業中にインターンシップを必修科目とし、実践的教育を行っている。また、英語でのコミュニケーション能力を養成する方策も兼ねて海外インターンシップを積極的に進めており、平成25年度においては、フランス、オーストラリア、中東、中国に合計14人の派遣実績を挙げている。

【改善を要する点】

- 準学士課程、専攻科課程ともに、1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目の成績評価等の方法がシラバスに記載されているものの、その記載どおりに行われていることを学校として把握する取組は十分であるとはいえない。

基準 6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準 6 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 高等専門学校として、その教育の目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成しようとする人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われているか。

準学士課程においては、卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力の全項目に、必修科目が設定されている。また、準学士課程の卒業は、必修科目を全て修得し、卒業時に身に付けるべき学力及び資質・能力の全項目を達成していることで認定される。

専攻科課程においても、修了時に身に付けるべき学力や資質・能力の全ての項目に必修科目が設定されている。また、専攻科課程の修了は必修科目を全て修得し、修了時に身に付けるべき学力や資質・能力の全項目を達成していることで認定される。

学校として達成状況を確認するための委員会は、教務委員会及び専攻科委員会であり、前期及び後期の中間試験と期末試験それぞれの試験成績、年度末の単位修得状況を確認している。定められた進級及び卒業・修了要件にのっとり、教務委員会及び専攻科委員会は学生の達成状況を把握し、進級及び卒業・修了は教員会議及び専攻科会議で確認している。

学生には、科目ごとに理解度評価を実施し、また学習等達成度記録簿を提出させることで学生個人の目標も達成状況を把握できるようにしている。

専攻科課程では、学生にポートフォリオ表を与え、学生はどの程度各目標を達成できているのかを把握しながら、次の学期の履修を考えるようになっている。

これらのことから、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成しようとする人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、学校としてその達成状況を評価した結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当校では、学生が卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力を全6項目定めているが、それらの全ての項目に必修科目が設定されている。したがって、各学年の進級時には全ての項目を満たすことはできないが、卒業（修了）時には、全ての項目を満たすことになる。入学者数に対する卒業生数の卒業（修了）率は平成21年度卒業生以降、準学士課程は、平成25年度卒業生を除いて卒業率が90%を超えている。専攻科課程は、平成21年度修了生以降94%以上の修了率となっている。

当校では、学習・教育目標に国際的なコミュニケーション能力を掲げている。このため、準学士課程3、4、5年次生と専攻科課程1、2年次生にTOEIC I P試験の受験を義務付けている。当校としてはTOEICスコア 400点を専攻科課程修了の目安としているが、専攻科課程の修了生は全てTOEIC400点を満たして修了している。

当校の進級率としては、例年 90%以上の学生が上位の学年に進級し、特に 5 年次生は 97%以上が卒業要件を満たして卒業する状況になっている。また、近年多くの学生が各種資格検定試験にチャレンジし、合格又は資格取得後に、当校が定める特別学修として単位認定を受けている。

卒業研究や特別研究については、その成果を学会等で発表する学生が多くなり、その発表件数の増加とともに発表内容も年々向上している。

これらのことから、各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、学校としてその達成状況を評価した結果から判断して、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当校における平成 21～25 年度の 5 年間の平均状況からみて、就職については、準学士課程、専攻科課程ともに就職率（就職者数／就職希望者数）は 99.6%、100%と極めて高く、就職先も製造業や電気・ガス・熱供給・水道業、建設業、情報通信業関連などの当校が育成する技術者像にふさわしいものとなっている。進学についても、準学士課程、専攻科課程ともに進学率（進学者数／進学希望者数）は 97.6%、95.7%と極めて高く、進学先も学科、専攻の専門分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の工学系、情報学系、経済学系の学部や研究科となっている。

これらのことから、教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 学生が行う学習達成度評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当校では、学生の理解度を計る目的で、学生自身による科目の理解度調査及び学習・教育目標の達成度調査を実施している。

科目の理解度評価は、全ての科目について定期試験直前の授業で実施し、定期試験範囲についての理解度を 10 点満点で評価している。その結果を科目担当教員が集計し、定期試験の結果と理解度評価の結果を比較しながら、授業改善に結び付けている。

学習等達成度記録簿は、準学士課程及び専攻科課程において、半期ごとに全科目の全範囲について、学生自身が総合的に学習・教育目標の達成度を評価するものであり、学生自身による達成度評価や目標再設定等にとどまっておらず、その結果に基づく教育の成果や効果の確認など、学校としての活用状況が明確とはいえないものの、学生自身の個人カルテのような役割を担い、学習・教育目標の各項目に対して 100 点満点で評価・記録し、次年度へ目標を定めることに利用している。当該記録簿の内容は、原則、準学士課程においては学級担任が確認し、必要に応じて連絡会や教務委員会、教員会議で報告し対応している。専攻科課程においては、特別研究担当教員が確認し、必要に応じて専攻長や専攻科委員会、専攻科会議で報告し対応している。準学士課程及び専攻科課程とも、卒業又は修了時に身に付けるべき資質・能力の自己採点では、ほとんどの学生が達成度を満足し、卒業又は修了している。

これらの調査を包括的にみると、科目の理解度評価結果や学習・教育目標の評価結果はおおむね良好なことから、教育の成果が上がっていると判断される。

これらのことから、学生からの意見聴取の結果から判断して、おおむね教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や進路先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力や、卒業（修了）後の成果等に関する意見を聴取する等の取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当校では、平成23年に卒業生及び修了生に対するアンケート及び卒業生（修了生）が入社した企業に対してアンケートを実施し、平成25年度末に再度、この両者に対してアンケートを行っている。

準学士課程卒業生に対するアンケートの結果としては、準学士課程の各学習・教育目標の各項目達成度について、「十分に身についた」と「ある程度身についた」を合わせると「4. 情報収集や自己学習を通して常に自己啓発し、問題解決のみならず課題探求する能力」が、92%と最も高い値を示した。逆に「6. 情報技術を活用して、国際社会で必要なコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力」は49%と最も低い値であった。残りの4つの項目はいずれも約75%となっている。

専攻科課程では、「十分に身についた」と「ある程度身についた」を合わせると「3. 複眼的な視野を持って自ら工夫して新しい産業技術を創造できる能力」及び「5. モノづくりやシステムデザイン能力を備えた創造的実践力」がいずれも88%と最も高く、「6. 情報技術を活用して、国際社会で必要なコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力」は70%となっている。

企業に対するアンケートを準学士課程と専攻科課程（準学士課程を含む）に分けて分析した結果、準学士課程の各学習・教育目標の各項目達成度について、「十分に満足できる」と「ある程度満足できる」を合わせると「2. 工学およびビジネスの幅広い基礎知識の上に、複合・融合的な専門知識を修得し、知識創造の時代に柔軟に対応できる能力」が、88%と最も高い値を示している。逆に「6. 情報技術を活用して、国際社会で必要なコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力」は57%と最も低い値であり、残りの4つの項目はいずれも約75%となっている。

一方、専攻科課程では「十分に満足できる」と「ある程度満足できる」を合わせると「4. 情報収集や自己学習を通して常に自己啓発し、問題解決のみならず課題探求する能力」が85%と最も高く「6. 情報技術を活用して、国際社会で必要なコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力」は55%と最も低い値であり、残りの4つの項目はいずれも約75%となっている。

準学士課程卒業生アンケート結果を受け、「6. 情報技術を活用して、国際社会で必要なコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力」の向上について、今後、評価改善委員会での検討を予定している。

これらのことから、在学時に身に付けた学力や資質・能力や、卒業（修了）後の成果等に関する意見を聴取する等の取組を実施しており、また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 就職について、準学士課程、専攻科課程ともに就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も製造業や電気・ガス・熱供給・水道業、建設業、情報通信業関連などの当校が育成する技術者像にふさわしいものとなっている。進学についても、準学士課程、専攻科課程ともに進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も学科、専攻の専門分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の工学系、情報学系、経済学系の学部や研究科となっている。

【改善を要する点】

- 準学士課程、専攻科課程ともに、学習等達成度評価記録簿により半期ごとに学習・教育目標の項目別達成度を学生自身に評価させていることは特色ある取組であるものの、その利用が学生自身による達成度評価や目標再設定等にとどまっており、その結果に基づく教育の成果や効果の確認など、学校としての活用状況が明確とはいえない。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。
- 7-2 学生の生活や経済面並びに就職等に関する相談・助言、支援体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されているか。また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

準学士過程では、入学式の翌日に新入生全員に対してオリエンテーションを実施している。オリエンテーションの目的は、学生生活の基本方針並びに専門学科の内容を理解させ当校学生としての自覚を持たせることと、円滑な学校生活を送らせるため当校の施設利用方法を理解させ、併せて必要な教材の配布を行うことである。このオリエンテーション内のガイダンスでは、学生便覧と全授業科目のシラバスを学生全員に配布し、5年間でどのような科目をどのように履修するのかについて説明を行っている。留学生を含めた編入学生についてのガイダンスは、教務委員会により入学式の午前中に実施している。

準学士課程では学級担任制を採用しており、1年次と2年次の学級担任は一般教科教員が、3年次から5年次までの学級担任は専門学科教員が担当している。担任は毎朝8時30分から8時40分までショートホームルームを実施しており、学生の登校状況を確認するほか諸連絡を行っている。また、1年次から3年次までは、高等専門学校設置基準で定められている特別活動が授業時間として確保されており、この時間を利用して担任は、学生の生活状況や学習状況の把握、悩みに対する助言等を行っている。

専攻科課程においても、入学式の翌日に新入生全員に対してガイダンスを実施している。ガイダンスでは、時間割表や行事予定表等の配布を行うほか、JABEE（日本技術者教育認定機構）認定プログラムに関する講話、授業に関すること、選択科目の履修方針等について説明を受ける。

専攻科課程では準学士課程のような担任制はないものの、各専攻長が専攻科生の相談役となっている。

学校全体の取組として、オフィスアワーの設定がある。学生からの相談や質問については研究室において随時応えているものの、確実に対応できる時間を確保するために全教員がオフィスアワーを設定しており、前期・後期ごとに教務委員会が取りまとめて教室に掲示している。

これらのことから、学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されており、また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能していると判断する。

7-1-② 自主的学習環境及び厚生施設、コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習環境として、当校ではコモンスペース、図書館、LL教室、情報処理教育センター等を学生に提供している。

コモンスペースは、一般科目を含めた専門学科棟内の教員研究室正面に位置する共有スペースであり、スペース内には共用の机、いす、ホワイトボード等を配置し、ゼミ、準学士課程2年次「ミニ研究」、自習

等、柔軟かつ多様な活用がなされている。コモンスペースは、原則平日 8 時 30 分から 19 時まで誰でも自由に使用することができる。土日祝日及び平日 19 時以降は、施設使用許可願を教務係に提出し許可を得た上で使用することができるようになっている。

図書館は、平日 8 時 30 分から 20 時までと土曜日 9 時から 16 時まで開館している。さらに定期試験期間中は日祝日も 9 時から 16 時まで開館しており、学生が利用している。図書館には閲覧用の座席が 62 席、蔵書検索用のコンピューター 1 台、コピー機 1 台、ウェブ検索用コンピューター 7 台を設置している。図書館には教科書・各種資格検定試験の参考書を配架しているが、教員が学生の自習に益する図書を「学生用図書」として推薦し、図書館運営委員会で審議の上購入する制度も機能している。

LL 教室には、学生用の自学自習システムを導入し、火・水・木の放課後から 19 時まで学生に開放しており、学生が使用している。

情報処理教育センター内にある情報基礎演習室は、平日の放課後 17 時 15 分から 19 時まで、土曜日の 9 時から 15 時 50 分までを学生に開放し、自学自習の場として活用されている。

定期試験期間中には、学生ホールを 15 時 30 分から 20 時まで自習用として開放するほか、教室施設の 19 時以後にスクールバス等を待つ学生のため第 4 ゼミ室も解放している。

これらのことから、キャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。また、資格試験や検定試験の受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能しているか。

準学士課程においては、毎年 6 月に教務委員会が中心となって「学級委員長との懇談会」を実施し、クラスごとにまとめられたニーズを把握している。これらの要望に対する回答は、教務委員会や学生委員会等の関係委員会ごとに検討され、学校側の回答として学生と教員に公表している。

専攻科課程では、学級担任制度の代わりに専攻科長が担当専攻の学生の世話をしている。このため専攻科長は適切に学生の要望を把握するように努めている。また、専攻科課程では少人数教育のため特別研究担当教員の役割が相対的に大きい。特別研究担当教員は学生とコミュニケーションをとりニーズの把握に努めている。

年 2 回保護者懇談会を実施し、保護者、学生及び学級担任と三者面談等を行って学級担任を通して要望提出や様々な相談ができるようになっており、学生と保護者のニーズを把握している。

資格試験及び検定試験の種類や年間スケジュールを作成し、学生本人及び保護者に提示しており、資格試験受験のための支援体制を整えている。準学士課程及び専攻科課程とも、学校が必要と認めている資格試験は特別学修として単位認定が行われるため、資格試験を受験する学生も少なくない状況にある。

外国留学を希望する学生のために、「外国に留学を希望する学生の休学・復学に関する申し合わせ」を設定し、休学・復学の扱いが学生の不利にならないようにしており、これにより学生は長期海外留学を行っている。また、専攻科課程 1 年次生に対しては、海外インターンシップとしてフランス又はオーストラリアに 2 か月間滞在するプログラムも展開している。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、また、資格試験や検定試験の受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能していると判断する。

7-1-④ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援体制が整備されているか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

外国人留学生に関する学習支援は、福島工業高等専門学校外国人留学生規則に基づき、「外国人留学生規

則」の実施に関する申し合わせを定め、国際交流室が中心となって対応している。外国人留学生には、同じクラスの通学生1人と寮生1人の計2人を外国人留学生相談員（チューター）に選任し、学習・生活両面の様々な相談に対処する体制を整えている。

高等学校からの編入学生に対しては、編入前に教科書と自学用教材を学生宅に郵送するほか、学生を学校に呼んで個別に指導を行っている。入学式当日の午前中にも編入生全員を集めてオリエンテーションを実施し、学校生活の概要や生活上の留意点を伝えている。入学後には、なるべく早く学校生活に慣れさせるために、生活指導担当教員と学習指導担当教員による指導を実施し、学級担任による個別の面談も行っている。

視覚に障害のある学生に対しては、入学前に教務主事と保護者が話し合い配慮すべき点が確認され、5年間の基本的な学習支援方針を決め、教室での座席配置に配慮し黒板の文字を見えやすくするとともに、定期試験問題における文字の拡大化や試験時間の延長等の措置を行っている。

また、学習障害、発達障害の学生に対する学習支援の取組として、「発達障害学生に対する特別修学新要綱」を策定し、当該学生の支援手続きを整えている。このほか、学生相談室が毎年専門の医師を招いて教員向けに講演会を行い、学習障害、発達障害のある学生への対応について啓発を行っている。また、学校のカウンセラーと教員が情報交換できる場として定期的に茶話会を設け、教員が対応に苦慮する学生の相談が気軽にできる場となっている。学生相談室では、必要に応じて学生を医療機関に紹介するなどの支援も行っている。

これらのことから、特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援体制が整備されており、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-1-⑤ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。

学生委員会の管轄である学生の部活動は、新聞局、文化部、体育部、研究部から構成されているが、全ての団体に指導教員が配置されており、指導及び助言を与えている。また、実践指導が必要な団体については外部コーチを依頼し、部活動に対する円滑かつ効率的な指導体制を整えている。さらに現在では、必要に応じて外部コーチやOB教員等を特命教員として任命し、遠征の際の引率業務や祝休日の指導及び安全管理を行う制度を整備し、部活動の充実や指導教員の負担軽減に役立っている。原則全ての部活動には指導教員が同席すること、また、校外活動については校長の許可を得ることとしている。学生委員会は年1度全ての部活動顧問によるクラブ顧問会議を開催し、大会運営や部活動予算等について話し合っている。部活動予算は、学生から徴収する学生会費によって編成されるが、大会等の参加のための遠征費の一部は保護者後援会からの支援により賄われている。

これらのことから、学生の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能していると判断する。

7-2-① 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

学生の生活や経済面に関する支援組織として学生委員会、学生相談室、男女共同参画・キャリア教育支援室を整えている。

学生委員会は主に生活指導、交通指導、学生会を担当し、学生の厚生補導に関する活動を行っている。

学生相談室は勉強、友人関係、寮生活、クラブ活動、セクシュアル・ハラスメント等に対する悩みを担当し、助言をしている。学生相談室では、昼休み時間は相談室員として教員が対応し、放課後には臨床心

理士（4日間/週）と精神科医（不定期）によるカウンセリングを行っている。さらに定期健康診断時には全学生に問診票を記入させ、学級担任及びカウンセラーが確認後、気に懸かる学生にはカウンセリングを勧めている。相談内容は修学上の問題及び体調不安等が多く、相談内容によっては担任との連絡を密にとりながら学生支援を行っている。学生相談室への相談は年々増加傾向にある。

男女共同参画・キャリア教育支援室は、学生のキャリア形成教育に関することや女子学生への支援を行っており、主として女子学生対象のキャリア形成支援講演会やOGアドバイザーによる女子学生への助言・支援等の活動を行っている。

経済的支援を必要としている学生の相談は主に担任が受ける。支援に必要な奨学金や授業料免除に関する情報は学生支援係から得られ、担任を通して周知を図っている。これをもとに授業料免除及び奨学金受給の手続きが行われている。

これらのことから、学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能していると判断する。

7-2-2② 特別な支援が必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

外国人留学生に関する生活支援は、福島工業高等専門学校外国人留学生規則に基づき、「外国人留学生規則」の実施に関する申し合わせを定め、国際交流室や寮務委員会が中心となって対応している。外国人留学生には、同じクラスの通学生1人と寮生1人の計2人を外国人留学生相談員（チューター）に選任し、生活面の様々な相談に対処する体制を整えている。具体的な生活支援項目は、外国人留学生の居室を1人1室とすること、寮内の各フロアーに日本人学生と留学生を混在させてお互いの交流が図れるよう配慮していること、外国人留学生専用のシャワー室を設けていること、宗教上の理由で自炊をする留学生のために調理設備が整った補食室を設けていること等が挙げられる。

高等学校からの編入学生に対しては、入学前に学生を学校に呼んで個別に生活に関する助言を与えるとともに、入学式当日の午前中にも編入生全員を集めてオリエンテーションを実施し、学校生活の概要や生活上の留意点を伝えている。入学後には、なるべく早く学校生活に慣れさせるために、生活指導担当教員と学習指導担当教員による指導を実施し、学級担任による個別の面談も行っている。

視覚に障害のある学生に対しては、入学前に教務主事と保護者が話し合い配慮すべき点が確認され、5年間の基本的な生活支援方針を決め、教室での座席配置に配慮し黒板の文字が見えやすくするとともに、定期試験問題における文字の拡大化や試験時間の延長、寮内の階段への蛍光目印の貼付け、コンピューター用ディスプレイへの拡大鏡の取付け等の生活支援を行っている。

身体障害、発達障害、学習障害のある学生等を把握する取組としては、入学後学生が提出する身上調書により把握するほか、入試前に保護者から受験の可否、入学後学習ができる学科等について相談を受けている。また入学後、学級担任等に保護者から相談がある場合や合格発表後中学校からの連絡により把握できる場合もあり、様々な方法で障害等を把握し、対応している。

これらのことから、特別な支援が必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-2-2③ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。

学生寮は、遠隔地からの入学者に対して生活の便を与えるために設置しているが、現在では、遠隔地に限らず平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い居住困難となった地域の学

生に対しても、生活の便を与える施設となっている。

学生寮（磐陽寮）は、5棟（こずえ、若葉、青葉、暁、白雲）あり、食堂、浴室、自習室、談話室、補食室が併設され、寮生の使用に供されている。当校では、この学生寮を単に生活の便を与える施設とするだけでなく教育の場である「教育寮」と位置付け、生活及び勉学について様々な支援及び指導を行っている。

学生寮の運営は学生で構成されている寮生会が中心となっており、教員により構成されている寮務委員会は寮生会に対する支援及び指導を行っている。寮生会の中には、各種委員会（厚生、管理、行事、園芸、図書・選挙管理、広報等）が組織されており、各担当学生により積極的に活動されている。寮務委員会と寮生会役員は、月1回の割合で定期的な会合（寮運営協議会）を持ち、寮生活全般や行事等について打合せを行い、寮での日常生活が円滑に進むよう努力している。この打合せの議事録は直ちに寮生全員に公示され、寮生と教職員とのスムーズな連携が図られている。

教職員による宿日直体制は、平日・休日ともに夜間（17時から翌8時30分まで）は、教員2人及び委託職員1人が宿直者となり、寮生の人員確認、突発的な事故や病気への対応、相談事、郵便物の対応等全ての面において援助するシステムとなっている。休日の昼間（8時30分から17時まで）は、教員1人及び委託職員1人の計2人が日直者となり対応している。平日の昼間（8時30分から17時まで）は、学生課寮務係の事務職員が寮事務室に常駐し、各種業務を遂行するとともに寮生からの様々な依頼に対応している。

寮生の人員確認・所在確認については、朝（7時30分）と夜（21時30分）の2回、寮生全員が食堂に集まる集合点呼により実施している。夜の点呼後の時間帯（21時30分から24時まで）は「静粛自習」の時間と決められており、寮生は各居室又は自習室、食堂にて自主学習をすることになっている。定期試験前には「勉強会」と称して上級生が下級生に勉強を教える行事がある。「勉強会」の成果の確認については、寮役員と主事、主事補で話し合う寮運営協議会の際に、報告がなされている。

「勉強会」に加えて、全ての1年次生に対しては、上級生である2年次生又は3年次生を指導寮生として配置し、寮生活・学修全般の面倒を見る体制となっている。定期試験ごとに全寮生に対する遅刻・欠課調査を行い、遅刻・欠課が多い寮生に対しては個別指導を行っており、全ての寮生の勉学・生活状況が良好となるよう配慮している。

5月の学級懇談会と10月の保護者個別面談会に合わせて、寮生保護者を対象とした「寮保護者会（個別面談）」を実施している。また、寮の現状を紹介する小冊子『磐陽寮だより』を年2回寮生保護者に送付することで、寮生保護者との連携強化に努めている。

これらのことから、学生寮が、学生の生活及び勉学の場として有効に機能していると判断する。

7-2-④ 就職や進学等の進路指導を行う体制が整備され、機能しているか。

学生の就職や進学等に関しては、男女共同参画・キャリア教育支援室が設けられている。男女共同参画・キャリア教育支援室では、就職や進学を考え始める4年次生に対して『進路の手引き』の冊子を配布し、就職・進学のガイドブックとして活用させるとともに、4年次後期と5年次前期の毎週水曜日に進路別学習を行っている。進路別学習では、就職希望者へのSPI試験対策、エントリーシートの書き方の指導、公務員試験対策と進学希望者への編入学試験（国語）対策を主として行っている。また、データベースとして求人企業を登録し、その検索及び閲覧が可能となるソフトをインストールしたパソコンを各学科に提供している。

準学士課程の各学科の就職・進学に関する実務は、5年次生のクラス担任が担当している。クラス担任

は、学生との個人面談の中で就職先あるいは進学先に関するアドバイスを行っている。就職（進学）希望先が決定した際には、学生より履歴書を預かり、推薦書等の書類一式を準備し、学生係に発送を依頼し、就職（進学）試験後は企業（大学）より結果通知を受け取り学生に連絡する等、就職・進学に関する一切を受け持っている。

専攻科課程の各専攻の就職・進学に関する業務は、各専攻科長や特別研究担当教員が担当しており、その内容は準学士課程と同様である。

これらのことから、就職や進学等の進路指導を行う体制が整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員研究室正面に位置する空間をコモンスペースとして設定し、共用の机、いす、ホワイトボード等を配置し、ゼミ、準学士課程2年次「ミニ研究」、自習等、柔軟かつ多様な活用がなされていることは、特色ある取組である。
- 全ての部活動の団体に指導教員を配置しているが、必要に応じて外部コーチやOB教員等を特命教員として任命し、遠征の際の引率業務や祝休日の指導及び安全管理を行う制度を整備しており、部活動の充実や指導教員の負担軽減に役立っている。

基準 8 施設・設備

- 8-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全管理の下に有効に活用されていること。
- 8-2 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、適切な安全管理の下に有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化や環境面への配慮がなされているか。

校舎敷地内の建物としては、管理棟（校長室、会議室、事務室を含む）、講義棟（教室、LL教室を含む）、専門学科棟（研究室、学生控室を含む）、専攻科棟、附属施設（図書館、情報処理教育センター、地域環境テクノセンター、実習工場）が配置され、福利厚生施設である磐陽会館には、保健室や売店、食堂が設置されている。運動施設としては、第一グラウンド（陸上競技トラック、サッカーグラウンド、ラグビーグラウンド）、第二グラウンド（野球場、テニスコート）、第一体育館、第二体育館、武道館（柔道場、剣道場）、卓球場、プール等がある。これらは高等専門学校設置基準に合致したものである。また、校地面積及び校舎面積についても同基準を満たしている。

LL教室には、学生端末 50 台を備えたフルデジタルのCALLシステムを導入しており、TOEIC対策の市販ソフトが備えられている。また、情報処理教育センターが管理しているコンピューターは、演習室 4 部屋で合計 160 台である。

現在まで段階的に耐震補強工事や学科棟の改修が行われ、それに応じて学生の自学自習環境整備のために研究室前にコモンスペースが設けられている。また、車いす用トイレやエレベーターの設置、階段のスロープ化等のバリアフリー化が進められてきている。

学生は、校内の施設・設備を 8 時 30 分から 19 時まで使用することができる。19 時以降や土日祝日に使用するには、学生のみによる使用による事故を防ぐために、担当の教員が押印した「施設使用許可願」を学生課に提出し、許可を得た上で担当教員の管理下で使用できるようになっている。

適切な安全管理が特に要求される施設は工作機械設備を有する実習工場であるが、実習工場での安易な作業は大きなけがや事故の原因となることから、実習工場の利用を許可制にしている。利用に際しては安全教育や各工作機械の利用講習を受ける必要があり、許可された機械のみを使用できる。使用時には学生単独での使用を禁じ必ず複数人の学生で利用させ、安全を監督できる教職員の指導の下で使用を許可している。また、国立高等専門学校機構が作成した「実験実習安全必携」を活用し、実験・実習のガイダンス時に安全教育を必ず実施している。

日常的な安全管理は、安全衛生委員会による週一度の定期的な校内巡視で行っている。その結果は安全衛生委員会で報告され、改善点があれば改善事項を学科長等に文書で伝え、学科長は改善された状況を安全衛生委員会に報告することになっている。

これらのことから、学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施

設・設備が整備され、適切な安全管理の下に有効に活用されており、また、施設・設備のバリアフリー化や環境面への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たすICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

当校では、情報処理の教育及び研究のために情報処理教育センターが設置されている。情報処理教育センターが管理する情報関連演習室は4部屋あり、それぞれの部屋には1クラス分(約40台)のパソコン(合計160台)が設置されている。4つの演習室のパソコンは校内LANを通してインターネットに接続されており、学生が各種情報関連科目の授業・演習のほか、各種調査、実験データ整理等に活用できるようにしている。

また、校内には無線LANアクセスポイントが各所に設置され、学生が情報処理教育センターの許可を得て、ノートパソコン等で無線LANからインターネットへ接続することができるようにしている。

演習室のシステムはシンクライアント、ネットブートシステムとなっており、演習室パソコンの台数に依存せず容易にセキュリティ管理が行えるようになっている。原則全教職員は、校内LANに接続する場合ウィルス対策等をするを義務付けており、また、各種サーバも同様の対策を施したセキュリティを確保している。

情報セキュリティ委員会により、福島工業高等専門学校情報セキュリティ管理規程、福島工業高等専門学校情報セキュリティ推進規程、福島工業高等専門学校情報セキュリティ教職員規程、福島工業高等専門学校情報セキュリティ利用者規程が定められている。

情報セキュリティに関する教員・学生への教育の状況については、教職員へは、必要に応じて情報セキュリティ研修会を実施している。その他、教職員に情報セキュリティに関する連絡が必要な場合は随時メール等で注意を喚起している。学生に対しては全学科共通の準学士課程1年次「情報基礎」の授業において、入学後早い時期に、メールの使い方を講義し、またセキュリティに関する講義も入れることでセキュリティ教育を実施している。

これらのことから、教育内容、方法や学生のニーズを満たすICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館は学習センターの役割を担っており、教育及び研究に必要な図書資料を中心に、参考図書、教養書、美術書、学会誌、雑誌、視聴覚資料、新聞等が保管されている。これらの図書は、主に専門分野(学科構成に準じて)ごとにNDC(日本十進分類法)により整理されている。

図書館の管理・運営は、図書館運営委員会により行われているが、実際の運用については、図書館業務の効率化や利用者サービスの安定供給を図るため、平成25年1月から図書館運営の外部委託を試験導入し、その結果が良好であったことを受けて、平成25年4月から業務を全面委託している。運営について、情報の共有化のために毎月1回の定例ミーティングを開いている。業務委託により、新しい運営体制による活性化が図られ、受託業者のノウハウや経験を活用した館内レイアウトの変更による閲覧スペースの増加や、従来から行われていた書籍の館内展示の頻度の増加と質の充実などが可能となっている。開架式書架には配置されていなかった貴重な復刻本などを活用するため、図書館スタッフにより復刻書籍の紹介カードの作成が進められ、貴重な復刻本も、紹介カードを介して閲覧・貸出を行っている。

購入図書の選定は図書館運営委員が担当しており、専門学科に予算を配分し、専門学科教員の推薦により教育及び研究に必要な図書を、バランスを図って購入している。また、図書館内にリクエストボックスを設置し、学生の意見やニーズに応える仕組みがあるほか、学生が教員とともに書店を訪れてその場で欲しい本を購入する「ブックハンティングキャンペーン」を実施している。

紙媒体の書籍に加えて、学術雑誌も系統的に収集され、活用されているほか、長岡技術科学大学によって提供されている電子ジャーナルコンソーシアムの利用や、科学技術振興機構によるJ-DreamⅢ等の校内利用が可能となっているなど、利用できる各種データベースの充実を図っている。

図書館の平成25年度の利用状況は、入館者数が約54,000人、貸出冊数が約8,000件であり、有効に活用されていることがうかがえる。

これらのことから、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 図書館業務の効率化や利用者サービスの安定供給を図るため、平成25年1月から図書館運営の外部委託を試験導入し、その結果が良好であったことを受けて、平成25年4月から業務を全面委託し、安定的かつ質の高いサービスの提供を行っていることは、特色のある取組である。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員及び教育支援者等の資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されているか。

教育活動の実態を示す資料としては、①定期試験資料一式（定期試験問題、模範解答、学生答案コピー、小テスト、課題レポート、成績一覧等）、②実験のレポート、③卒業研究論文及び特別研究論文、④卒業研究及び特別研究の外部発表状況、⑤成績一覧表、⑥TOEIC I Pテスト結果、⑦各種資格試験の合格状況、⑧授業科目の理解度評価、⑨学級委員長との話し合い議事録、⑩学生による学習等達成度記録簿、⑪学生による授業評価アンケート、⑫就職状況及び求人企業数等があり、これらの資料は関係委員会により適切に収集・蓄積されている。

教育の状況を評価する組織としては、①教務委員会、②専攻科委員会、③FD委員会、④男女共同参画・キャリア教育支援室、⑤評価改善委員会があり、互いに連携して教育の質の向上と改善を行っている。資料の収集や整理については、それぞれの委員会や対策室で実施されている。教務委員会は準学士課程の成績評価に関する資料、専攻科委員会は専攻科課程の成績に関する資料、FD委員会は授業改善活動に関する資料、男女共同参画・キャリア教育支援室は就職活動に関する資料について収集・整理を行っている。評価改善委員会では、これら各委員会からの報告に基づいて教育の状況を総合的に評価する体制となっている。

これらのことから、教育の状況について、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されていると判断する。

9-1-② 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果をもとに教育の状況に関する自己点検・評価が、学校として策定した基準に基づいて、適切に行われているか。

教育の状況に関して、学校として策定した基準に基づいた自己点検・評価が適切に行われているとはいえないものの、学校の構成員及び学外関係者の意見聴取が行われている。

学生の意見を聴取する制度としては、①FD委員会による授業評価アンケート、②教務委員会による「学級委員長との懇談会」、③学生相談室、④学級担任、⑤ウェブサイトの意見箱等がある。

授業評価アンケートは毎年末に全科目について実施され、集計結果を各教室に掲示するとともに教員本人に通知している。各教員は、学生から示された意見に対して必要な改善点を文書でFD委員会に提出する義務を負っている。学級委員長との懇談会は毎年6月に実施し、各教室から出された要望及び意見に対しては所管する委員会や事務課が回答するとともに、改善を行っている。ウェブサイトの意見箱は校長が自ら開封するとし、過去に寄せられた意見については、いずれも所管の委員会を経由して改善している。

教員の意見を聴取する制度としては、①非常勤講師との教育懇談会、②校長によるヒアリング、③教員

会議等がある。

非常勤講師との懇談会は毎年4月に実施され、非常勤講師からの意見を聴取するとともに要望には所管の委員会が対応している。校長によるヒアリングは毎年1回全教員に対して一人30分程度実施しており、多くの教員から出された共通した意見については、所管の委員会でも対応策を検討している。

学外関係者の意見を聴取する制度としては、①参与会、②福島高専協力会総会等がある。

参与会は毎年前期と後期の2回行われ、中期計画、産学連携、外部評価、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）等、学校が取り組んでいる比較的規模の大きな事業について報告するとともに意見を聴取している。参与会への報告は教育の状況に関する自己点検及び評価の機会となっており、その結果を毎年報告書として全教員に配布している。福島高専協力会総会は毎年6月に実施され、学校側からは教員による最新の研究成果を報告するとともに、企業側からは学校に対する要望等が出される。この要望については所管の部署が対応している。

以上の意見聴取の機会には、必ず関係する委員会や部署の長が出席することになっている。出された意見に対しての自己点検及び評価は、直接所管の委員会あるいは部署が行っており、次年度への改善点として引継ぎをしている。各委員会及び学科は、これらの改善点について書面で評価改善委員会に提出する決まりとなっており、これを受けて評価改善委員会が高等専門学校設置基準及び学則にのっとり、学校全体の自己点検及び評価を行っている。

これらのことから、学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果をもとに教育の状況に関する自己点検・評価が、おおむね適切に行われていると判断する。

9-1-③ 各種の評価の結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるような組織としてのシステムが整備され、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

各種の評価結果を教育の質の向上や改善に結び付けるような組織としてのシステムが整備され、具体的かつ継続的な改善方策が適切に講じられているかは不明瞭であるものの、教育の状況に関するデータは、教務委員会（準学士課程）及び専攻科委員会（専攻科課程）、FD委員会、男女共同参画・キャリア教育支援室等で所管事項について恒常的に分析を行い、その結果や改善点を評価改善委員会に報告している。評価改善委員会は、各委員会から報告された結果や改善点を総合的に評価し具体的な改善を各委員会に促すことにしている。

新入生入学直後に毎年実施している数学と英語の試験について、ここ数年間における平均点の低下の原因を探るために、教務委員会が1年次生の数学、英語、物理の成績不振者を対象に面談を実施し、成績不振の原因が中学校レベルでの理解不足であることを突き止め、この対策を教務委員会で審議した結果、平成26年度から工学系4学科1年次生の成績不振者に対して週1回の補習授業を実施している。

なお、卒業（修了）生及び企業による達成度評価のアンケートでは、「情報技術を活用して、国際社会で必要なコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力」の項目が相対的に達成度が低く現れたが、英語能力の改善については、TOEIC I P受験を3年次生以上に義務付けたり、3年次の夏休み中に海外インターンシップをあっせんしたり、専攻科課程1年次生対象に2か月間の海外留学を推進したりなどの取組を行っている。

これらのことから、各種の評価の結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるような組織としてのシステムがおおむね整備され、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握しているか。

個々の教員は、学生による授業評価アンケートの集計結果を受けて、評価結果に対する所見と改善策をまとめFD委員会に提出することになっている。FD委員会が全教員からの授業評価アンケート結果に対する改善点について把握する役割を担っている。個々の教員は、その過程を通して自己の教育活動の問題点を摘出し、自己改善を図っている。また、評価の高い教員の公開授業や教員間の相互授業参観などの取組も行われている。常勤講師と同様に、非常勤講師にも授業評価アンケートを実施しており、その結果は個人に伝えられている。アンケートの結果や授業改善に関する質問・理解については、毎年、4月に非常勤講師との懇談会を実施し、その中で議論している。議論は、アンケート等も踏まえて事前に非常勤講師から寄せられた授業の問題点について、質疑・応答を行ったり、学校からの今年度の授業方針などを伝えたりし、授業方針や授業に関する規則等の理解、授業改善の内容に関するアドバイス等をディスカッション形式で実施することで、継続的な改善を組織的に続けている。この懇談会は、校長、教務主事、FD委員長、JABEE専門部会長、専攻科長、各専攻長、各学科長、教務主事補、事務部長、学生課長、教務係長等の授業関係部署の代表が参加し、授業改善の組織的な取組を行っている。

個々の教員による授業改善として、建設環境工学科5年次の「建設経営学」と「施工法」では、平成25年度までは常勤の教員が担当していたが、より具体的な授業とするため、現場経験を有する非常勤講師が担当することとしている。また、建設環境工学科1年次の「製図法」、2年次の「材料学」の授業においては、専門科目に対する学生の心構えが不足していたことから、これを改善するために企業技術者の講演会を実施し、企業技術者の働きぶりを紹介している。

なお、全ての授業科目に対して定期試験直前に学生自身による理解度調査を実施し、その結果を期末試験結果と比較することで、担当教員による授業改善に結び付けているとともに、学年末に学習等達成度評価記録簿により学習・教育目標の項目別達成度を学生自身に評価させ、その結果をクラス担任が学生指導に活用している。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っており、また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握していると判断する。

9-1-⑤ 研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。

教員の研究活動は、地域環境テクノセンター報告書や当校ウェブサイトの「教員紹介」に掲載されている。

また、毎年発行される研究紀要には教員の研究論文とともに教員の研究業績も掲載している。これらの研究成果は、準学士課程の「卒業研究」や専攻科課程の「特別研究」の指導に活かすようにしている。

特に、平成25年度の『福島工業高等専門学校研究紀要』（第54号 平成26年1月発行 pp67-72）の中の論文「福島高専における数学の習熟度別授業について」では、当校の数学教育を習熟度別授業として実施した結果、及び今後の課題等について論じられている。この結果、習熟度別授業を行っても、どうしても授業に必要な数学の基礎能力が得られない学生がいることも分かり、その検討結果を踏まえ教務委員会主導で、平成26年度から1年次の時間割に「数学演習」を取り入れ、数学基礎力のない15人程度の学生に対し基礎教育を実施し、従来まで十分手をかけられなかった、数学力が低い学生を指導することができる体制をつくっている。

また、電気工学科の教員は自身の研究テーマとして、「縦格子とドット平面による立体錯視現象における

ドット遮蔽と脳内距離計算に関する基礎研究」と題して研究論文を発表しているが、担当する専攻科課程の学生の特別研究には、研究内容の一部である「立体錯視の脳内計算に関する研究」と題したテーマを与えている。

建設環境工学科の教員は自身のテーマとして、「大深度立坑の掘削に伴う岩盤の力学的影響について」と題して研究論文を発表しているが、担当する準学士課程の学生の卒業研究のテーマには、研究内容の一部である「地層処分施設のトンネルにおける隅角部に関する研究」と題したテーマを与えており、土木学会東北支部において学生発表を行っている。

研究活動を教育に応用した例として、「技術者倫理」に関する考察の準学士課程5年次「技術者倫理」及び専攻科課程1年次「倫理学」への応用、数学の習熟度別授業の成果の論考、地域復興人材育成に関連付けた専攻科生の工学実験テーマの検討、学習到達度試験に関する試み、準学士課程の物理実験に関する試み等が挙げられる。

これらのことから、研究活動が教育の質の改善に寄与していると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

F D委員会では、①学生による授業評価アンケート、②教員の相互授業参観の企画、③外部講師を招いてのF D講演会の企画、④教員ネットワーク会議及び学科F D会議の企画、⑤新規採用教員及び非常勤講師に対するオリエンテーション等に取り組んでいる。

学生による授業アンケートは全科目に対して毎年1回実施することになっており、各教員はF D委員会が取りまとめた授業アンケートの結果等を踏まえて授業改善に取り組むことになっている。また、授業改善に関しては文書でF D委員会に提出することになっており、その授業改善提案の提出方法等についても常に見直し、検討を行っている。

教員の相互授業参観は、非常勤講師を含む全ての教員を対象に、互いに授業参観を行い授業改善に役立てる企画であり、定期試験期間及びその前後1週間を除く全期間について授業参観が可能となっている。

外部講師を招いてのF D講演会を毎年1回、全教員の参加の下開催している。

教員ネットワーク会議は、教授する科目の連続性を確保するために、関連する専門分野ごとに問題点を話し合う会議である。この会議の後、問題点を持ち寄って学科全教員によるF D会議を実施している。

新規採用教員に対しては、着任後すぐに教務委員会、学生委員会、学生相談室がオリエンテーションを行っている。いずれも、教務手帳、学生便覧などの資料をもとに、重要な項目を抜粋して簡便な資料を作成し、それぞれ1時間程度の時間をかけて行っている。このオリエンテーションにおいては、当校教員として知っておくべき最低限の事を理解してもらうことを目的としており、このオリエンテーション以後は各学科の教務委員、学生委員がさらに細かい指導を随時行うことにより、教育の質の向上に結び付けている。

非常勤講師については教務関係のみのオリエンテーションを各学科の教務委員が最初の講義前に行っており、そのあとも毎週の授業前に随時意見交換を行いながら、教育の質の向上に努めている。また、年度の早いうちに非常勤講師との教育懇談会を実施しており、この場において、教務主事、F D委員長、J A B E E委員長から非常勤講師に対して当校の教育方針等について説明するとともに、より良い教育を行うために意見交換を行っている。

授業アンケートの集計結果はF D委員会で把握しており、教員個人に関する結果を各教員に配布するとともに、全体の改善状況を集計している。この集計結果を前年度の結果と比較すると「理解度を確認した

授業」及び「演習・宿題の効果」などの項目で学生の評価が上がっていることが確認され、全体的には授業の評価は向上している。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

モノづくり教育研究支援センターは、技術職員の資質向上を目的として各技術職員に技術テーマを課し、常時そのテーマに関して検討させることで研さんさせている。また、職務の資質向上の状況を組織的に把握し更なる資質向上のために、毎年技術職員の相互研修を行いそれぞれの技術テーマに関して成果発表を行っている。成果発表会には外部有識者である他の高等専門学校の技術職員を招いた報告会などを加え、組織としての技術力の向上を図っている。さらに、技術職員の資質の向上を図ることを目的とし、技術職員として必要な資格の全員取得を目指した自由研削砥石特別教育研修会や低圧電気特別教育を開催している。また、事務職員も各種の研修会に参加しており、過去4年間でSD研修に17件、階層別研修に9件、業種別研修に22件参加している。

これらのことから、教育支援者等に対して、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 全ての授業科目に対して定期試験直前に学生自身による理解度調査を実施し、その結果を期末試験結果と比較することで、担当教員による授業改善に結び付けているとともに、学年末に学習達成度評価記録簿により学習・教育目標の項目別達成度を学生自身に評価させ、その結果をクラス担任が学生指導に活用している。

【改善を要する点】

- 教育の状況に関して、学校の構成員及び学外関係者の意見聴取が行われているものの、それらの結果をもとに、学校として策定した基準に基づいた自己点検・評価が適切に行われているとはいえない。
- 評価改善委員会が設置されているものの、各種の評価結果を教育の質の向上や改善に結び付けるための組織としてのシステムの整備が不十分であり、具体的かつ継続的な改善方策が適切に講じられているかは不明瞭である。

基準 10 財務

- 10-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

当校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備等の資産を有している。

また、固定負債は、ほぼ全額が独立行政法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

なお、長期借入金等の債務はない。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

授業料、入学料、検定料等の諸収入のほか、国立高等専門学校機構から学校運営に必要な予算が配分されている。

また、寄附金、共同研究、受託研究、科学研究費補助金、その他の競争的資金などの外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-1-③ 学校の目的を達成するために、外部の財務資源の活用策を策定し、実行しているか。

外部の財務資源については、全学的な獲得に向けた取組として、外部資金獲得のための講演会等を外部講師に依頼して実施するとともに、各種公募型競争的資金等の案内を校内電子メールで全教員へ配信している。また、科学研究費補助金の獲得に向けて応募者と採択者に校長戦略経費から追加配分を行っている。さらに、当校の教育研究の振興を図るため地元企業を会員とした福島工業高等専門学校協力会へは、毎年、総会時に当校の研究内容を紹介するとともに、教員の積極的な参加を促し、参加企業と交流の場を設定するなどして新たな共同研究・受託研究の確保に努めている。

これらのことから、外部の財務資源の活用策を策定し、実行していると判断する。

10-2-① 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当校の収支計画は、校長のリーダーシップの下、機構及び当校の年度計画に基づき、教育・研究・社会貢献・学生指導・管理運営等の全般にわたる当校の取組の基本方針を踏まえて予算等の原案が策定され、当校の最高審議機関である運営会議での審議を経て、校長が決定している。同収支計画は、運営会議のメンバーである学科長を通じて各教員に明示されるほか、校内ウェブサイトに掲載することにより、全構成員にも明示されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

予算に基づく計画的な執行を行っており、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分については、各学科、各センター、事務部等へ年度計画に基づく教育研究活動が確実に実施できるよう予算編成・配分の基本方針に基づき、重点配分している。なお、校長のリーダーシップの下、配分予算の一部を戦略推進経費（校長戦略経費、中期計画推進経費等）として確保し、教育研究の活性化を図るための競争的資金に充てている。

施設・設備の整備計画（マスタープラン等）に当たっては、施設整備等有効活用に関する専門部会において原案が策定され、運営会議における審議を経て国立高等専門学校機構へ概算要求・営繕要求を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

学校を設置する法人である国立高等専門学校機構の財務諸表が官報において公告され、国立高等専門学校機構のウェブサイトで公表されている。

さらに、当校の財務状況の概要については学校要覧に掲載し、当校ウェブサイト上で公表されている。

これらのことから、学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

会計監査については、国立高等専門学校機構において会計監査人による外部監査が実施されているほか、監事監査及び国立高等専門学校機構並びに当校職員による内部監査が実施されている。

また、平成25年度については、茨城工業高等専門学校による高等専門学校間の相互会計内部監査が実施されている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 学校の目的を達成するために、高等専門学校の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。また、その結果を受け、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されていること。
- 11-3 学校の目的を達成するために、外部有識者等の意見が適切に管理運営に反映されていること。また、外部の教育資源を積極的に活用していること。
- 11-4 高等専門学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

当校の目的を達成するため、校長及び主事（教務、学生及び寮務の3主事）を置き、学則第9条の規定のとおり、その職務、役割を定めているほか、校務の円滑な運営を図るため、福島工業高等専門学校組織規則を制定し、校長の下に副校長（教務担当、学生担当、企画・図書・情報担当、専攻科担当、研究・地域連携担当）、校長補佐（寮務担当、評価担当）、専攻長、学科長等を配置し、また、事務組織として事務部を組織している。

また、校長を補佐するとともに、校長の指揮に基づき学校全体に係る重要事項について企画・立案し、調整することを目的とする企画会及び校長の諮問に応じて学校の重要事項について審議を行う運営会議を設けているほか、各種委員会、教員会議、専攻科会議等（以下「各種委員会等」という。）を設けており、それぞれの役割は、各種委員会等の規則に規定している。各種委員会等からの学校運営に係る案件については、企画会で検討し、調整を行った後、運営会議の審議を経て、最終的に校長の決定を経て、教員会議等で教職員に周知を図るシステムが整っており、校長のリーダーシップの下で意思決定が行える態勢となっている。

企画会は隔週、運営会議、教員会議及び専攻科会議は月1回程度開催されるが、緊急課題等がある場合は臨時に開催することとしている。企画会は、校長の指示に基づき、当校全体に係る重要事項について企画・立案し、かつ、各種委員会等も含め調整する機能を有しており、校長が学校全体を把握しながらリーダーシップを発揮できる体制となっている。一方運営会議は、校長の諮問に応じて、学則等重要な規則の制定改廃、予算方針、組織運営、将来構想など学校運営に関わる重要事項について審議する機関として位置付けており、当該会議は校長が招集し議長となり運営している。

これらのことから、学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっていると判断する。

11-1-② 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。また、危機管理に係る体制が整備されているか。

管理運営に関する各種委員会として教務委員会、学生委員会、寮務委員会、評価改善委員会等（以下「各種委員会等」という。）を設置している。それぞれの委員会は、規則等により定められた所掌事項について審議を行うなどの活動をしている。また、その構成メンバーは、役割分担をして各業務内容に対応している。

事務組織は、学則第10条及び福島工業高等専門学校事務部組織及び事務分掌規則に基づき、総務課と学生課の2課からなる事務部が設けられており、同規則により、事務部各課の所掌事務を明確に定めている。事務部職員は各種委員会等の構成員としても参画し、当該委員会等の庶務も所掌しており、管理運営を円滑に行うため役割を分担し活動している。

危機管理に関しては、危機発生が予想されること（リスク）に関する様々な事象に組織的に迅速かつ的確に対応するため、リスク管理体制等を定めている。実際に自然災害・人為的原因による災害の危機等に起因して発生が予想される重大問題に対しては、危機管理室を置き対応することとしており、リスクを管理し、危機が発生した場合も迅速にかつ的確に対応できる体制を整えている。危機管理体制は、福島工業高等専門学校危機管理室規則及び緊急連絡網を整備した結果、先の東日本大震災においても機能し学生・教職員の安全を確保することができている。

これらのことから、管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しており、また、危機管理に係る体制が整備されていると判断する。

11-2-① 自己点検・評価が学校として策定した基準に基づいて高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、その結果が公表されているか。

当校の教育・研究・地域貢献・管理運営等の点検・評価及び改善を行い、それらの水準の向上を図ることを目的として、評価改善委員会を設けている。学校の活動の総合的な状況に対する自己点検・評価に関して、学校として策定した評価項目・評価基準が不明瞭であるものの、評価改善委員会は、①中期計画 ②中期計画による年度計画 ③当校の教育・研究・地域貢献・管理運営等の状況の点検と評価 ④参加会 ⑤第三者機関による評価等の学校全体に係る事項について審議し、点検及び評価を行うこととしている。

中期計画（年度計画）の評価結果やその都度決められた数テーマについての状況、評価結果等について、毎年前期と後期の2回開催される参加会に報告し、外部有識者の意見を聴取するとともに参加会報告書として公表している。

第三者評価については、平成23年度にJABEEの審査を受審し6年間の認定を受けている。工学系プログラムに関しては、JABEEの基準による自己点検を行い、JABEE受審について参加会にて意見交換を行っている。

また、現在は、中期計画による自己点検及び評価改善委員会主導の各委員会・学科等の自己点検により毎年学校の自己点検を行い、評価改善委員会がその内容を把握し、次年度の改善に結び付ける体制を整えている。

これらのことから、自己点検・評価が高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、その結果が公表されていると判断する。

11-2-② 自己点検・評価の結果について、外部有識者等による検証が実施されているか。

当校では、外部評価の組織として、外部機関等の有識者による参与会を設置し、学校運営全般にわたる状況について点検評価を受け、その評価の状況及び委員の意見・提言等については報告書にまとめ公表している。

参与会は、例年、年2回開催され、中期計画（年度計画）による自己点検について評価を主として受けるのと同時に、様々なテーマについて自己点検した結果等についても報告し、検証を受けることとしている。これら前回の参与会で受けた指摘事項については、評価改善委員会が改善提案、改善実施等を行い、改善した内容を次回参与会で報告するシステムとなっている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部有識者等による検証が実施されていると判断する。

11-2-③ 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されているか。

学校として策定した評価項目・評価基準に基づいて自己点検・評価し、その結果を改善に結び付けるシステムが不明瞭であるものの、当校では、評価改善委員会主導の各委員会・学科等の自己点検により毎年学校の自己点検を行い、評価改善委員会がその内容を把握し、次年度の改善に結び付ける体制を整えている。

中期計画（年度計画）に関しては、各委員会・学科等から当該年度の達成状況等が報告され、それを踏まえて、委員会等では、次年度はどのように改善するのかを含めた計画を提出するようなシステムとなっている。

中期計画の評価結果は、参与会に提出され、参与会委員の意見等について、管理運営に反映すべく校内組織にフィードバックさせる体制として、評価改善委員会を設置している。このようにして出された外部評価等の意見・提言・指摘事項等については、関係する校内組織、関係する委員会等が対応や改善を行い、評価改善委員会に報告する。その後評価改善委員会は、企画会、運営会議等で検討審議し、管理運営に適切に反映されるよう対応している。

具体例として、平成24年度に実施した参与会では、中期計画の「メンタルヘルス」の項目に関して「恒常化した学生のメンタルヘルスに対して、教職員にもリンクさせる必要がある」の提言があり、学生相談室が対応して、「教職員対象の、学生のメンタルヘルスに関する講演会」を実施するなど平成25年度から改善を図っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムがおおむね整備され、有効に運営されていると判断する。

11-3-① 外部有識者等の意見や第三者評価の結果が適切な形で管理運営に反映されているか。

当校では、外部機関等の有識者による参与会を設置し、学校運営全般にわたる状況について点検評価を受け、その評価の状況及び委員の意見・提言等については報告書にまとめ公表している。委員の提言・意見等については、管理運営に反映すべく校内組織にフィードバックさせる体制として、評価改善委員会を通して、各部署、委員会に改善を要求するシステムとなっている。

外部評価等の意見・提言等については、校内組織に周知の上、対応や改善について見直し等を行い、企画会、運営会議等で検討審議し、管理運営に適切に反映されるよう対応している。

参与会で出された指摘事項については、改善の取組について次回の参与会において報告するようしており、「教職員がまず地元企業を理解すべき」との提言があり、地域環境テクノセンターが「教職員の工場

見学会」を年数回実施するように改善している。

これらのことから、外部有識者等の意見や第三者評価の結果が適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-3-② 学校の目的を達成するために、外部の教育資源を積極的に活用しているか。

福島県内の高等教育機関で組織している「アカデミア・コンソーシアムふくしま」の会員として、産業振興や地域振興のために地域の諸団体と教育・研究・地域貢献の全ての面において連携と協働を進めているその一環として、単位互換制度も実施している。

地元企業で構成する「福島高専協力会」があり、専攻科1年次生の成績優秀者5人に奨学金が授与されるなど、協力会から様々な資金的協力を得ている。

東北地方にある6つの高等専門学校でフランスリール地区の技術短期大学と協定を結び、インターンシップ生の受入、派遣を行っている。平成25年度は9人の専攻科生を2か月間インターンシップに派遣し、1人を3か月間受入・指導している。平成26年度は12人を派遣する予定で計画を進めている。

専攻科課程1年次「産業技術論」の授業では、他大学教員を年間10人ほど招へいし、専門分野の講義を依頼している。

日本原子力研究開発機構と協定を締結し、これに基づき年2回の連携協議会を開催し、当該年度の行事計画等の議論、実施した事業の成果について討論を行っている。平成25年度は文化祭、全国の高等専門学校生を対象とした福島フィールド実習、出前授業等に日本原子力研究開発機構の機材や人材の提供を受けて教育を実施している。平成26年度はさらに、当校が中心となり、日本原子力研究開発機構との連携のもとで、平成26年度文部科学省「国家課題対応型研究開発推進事業」の「廃止措置等基盤研究・人材育成プログラム委託費」に申請、採択（1年間のフィジビリティスタディ）を受け、準備研究と平成26年度の本採択に向けた準備を進めている。また、日本原子力研究開発機構職員を客員教授に任命し、当該客員教授は授業の一部を担当している。

これらのことから、学校の目的を達成するために、外部の教育資源を積極的に活用していると判断する。

11-4-① 高等専門学校における教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報を広くわかりやすく社会に発信しているか。

教育活動、研究活動は、当校ウェブサイトにて公開されている。

ウェブサイトには、学校の組織、教育内容、教員の紹介、技術・教育シーズをはじめ、入学に関する情報（募集要項等）、公開講座の内容に関する情報、図書館に関する外部の方々への情報等を載せて広く社会に公表している。また、これらの学校の組織、教育内容、教員の紹介、学校の施設等の内容は、学校要覧によっても社会に広く公表している。

その他、様々な事業に関して、事業報告書を刊行しており、『文部科学省 平成23年度大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業 原子力に依存しない安心・安全な社会を目指す地域復興人材育成事業報告書（平成23年度、24年度）』『地域環境テクノセンター活動報告書』『モノづくり教育研究支援センター活動報告書』『専攻科特別研究論文集』等、社会に分かりやすい形で公開している。

また、専攻科生の特別研究成果を、「地域フォーラム」で一般の市民も聴講できるようにポスター発表するなど、研究成果も社会に公表している。

これらのことから、教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報を広くわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 中期計画・年度計画による自己点検・評価が行われているものの、学校の活動の総合的な状況に対する自己点検・評価に関して、学校として策定した評価項目・評価基準が不明瞭である。
- 評価改善委員会が中心となって中期計画・年度計画の達成度評価をもとに改善を図る体制となっているものの、学校の総合的な状況に関する自己点検・評価の結果を改善に結び付けるシステムが不明瞭である。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 高等専門学校名 福島工業高等専門学校
- (2) 所在地 福島県いわき市
- (3) 学科等の構成
 学 科：機械工学科，電気工学科，物質工学科，
 建設環境工学科，コミュニケーション情報学科
 専攻科：機械・電気システム工学専攻，
 物質・環境システム工学専攻
 ビジネスコミュニケーション学専攻
- (4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数	単位：人					
準学士課程	1	2	3	4	5	合計
機械工学科	42	42	41	38	40	203
電気工学科	44	39	43	39	48	213
物質工学科	43	42	41	38	46	210
建設環境工学科	45	38	44	41	39	207
コミュニケーション情報学科	42	41	46	40	45	214
計	216	202	215	196	218	1,047

専攻科課程	1	2	合計
機械・電気システム工学専攻	12	12	24
物質・環境システム工学専攻	14	12	26
ビジネスコミュニケーション学専攻	2	7	9
計	28	31	59

教員数	単位：人				
区分	教授	准教授	講師	助教	合計
一般教科	9	16	0	0	25
機械工学科	3	6	0	1	10
電気工学科	2	6	0	1	9
物質工学科	5	4	1	2	12
建設環境工学科	4	4	0	1	9
コミュニケーション情報学科	3	3	1	2	9
計	26	39	2	7	74

2 特徴

福島工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、昭和 36 年 6 月の高専制度創設に伴い、高専の第一期校として昭和 37 年 4 月に当初「平工業高等専門学校」の校名で設立された。その後、昭和 41 年に当時の平市を含む近隣市町村の合併による新たな「いわき市」の誕生に伴い、昭和 42 年 6 月にその校名が「福島工業高等専門学校」に改称され、現在に至っている。本校は、これまで約 50 年間にわたり、福島県内における唯一の国立の工学系高等教育機関として実践的な技術者の育成に貢献し、平成 26 年 4 月現在で 7,383 名の卒業生（準学士課程）及び 214 名の修了生（専攻科課程）を社会に送り出してきた。

本校は、昭和 37 年の設立当初は機械工学科，電気工

学科及び工業化学科の 3 学科であったが、昭和 41 年 4 月土木技術者の早期育成を目的として土木工学科が新設され、さらに平成 6 年 4 月情報技術を活用したコミュニケーション科学と技術に関する教育と研究を行うことを目的としてコミュニケーション情報学科が設置され、5 学科体制となった。また、平成 7 年から 8 年にかけては、科学技術の進展と時代の要請に合わせ、土木工学科が建設環境工学科に、また工業化学科が物質工学科へとそれぞれ改組された。

本校はその後平成 15 年度まで 5 学科体制であったが、平成 16 年 4 月、「機械・電気システム工学専攻」，「物質・環境システム工学専攻」，「ビジネスコミュニケーション学専攻」の 3 専攻から成る専攻科が設置された。それ以後工学系 4 学科とビジネス系 1 学科から成る準学士課程と上記 3 専攻から成る専攻科課程を併せ持つ 5 学科 1 専攻科体制の高等教育機関として現在に至っている。

本校はこれまで「広く豊かな教養と人間力の育成」「科学技術の基礎的素養と創造性及び実践性の育成」「固有の才能の展開と国際的視野及びコミュニケーション能力の育成」を教育理念とし、工学系 4 学科では「十分な基礎学力の上に専門知識を修得し、知識創造の時代に対応できる技術者の育成」，またコミュニケーション情報学科では「情報技術を備え、工学的知識も獲得した実践的職業人の育成」に当たってきた。また本校の特徴である工学系及びビジネス系の学科，専攻を併せ持つ利点を生かし、工学系科目－ビジネス系科目の協働（シナジー）効果により「ビジネスがわかる技術者，工学がわかるビジネスマン」の育成も教育目標の一つとして、教育研究を行ってきている。

平成 23 年 3 月、福島県は東日本大震災で地震・津波・原発事故放射能汚染等の甚大なる被害を受けた。福島県は、再生可能エネルギー利用技術の日本の中心となるべく復興対策を練っている。本校は文部科学省の平成 23 年度「大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業」に採択されたことを受け、平成 25 年 4 月から、専攻科に再生可能エネルギー，原子力安全，減災工学の 3 分野において地域復興に必要な教育を実施するため、学生定員 5 名及び任期付き教員 5 名を増員して「復興人材育成特別コース」を開設している。以上のように、本校は、当初からの基本的な教育目標を維持しつつ、かつ社会的状況にも考慮しながら、教育研究のさらなる充実と高度化に努めている。

ii 目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

1. 福島工業高等専門学校の目的と使命

福島工業高等専門学校（以下「本校」）は「教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」を目的とし、また、本校専攻科は「高等専門学校における5年間一貫教育課程のうえに、より高度な専門の学術を教授研究することにより、豊かな教養と人格を備え、広く産業の発展に寄与する人材を育成すること」を目的と定めている。本校ではその目的を達成するため、以下のような教育理念、学習・教育目標、養成する人材像及び卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力を定め、その実現に努力している。

2. 教育理念

本校では、独立行政法人国立高等専門学校機構法第3条に定められた高専機構の目的に沿い、教育理念として次の3項目を掲げている。

- 1) 広く豊かな教養と人間力の育成
- 2) 科学技術の基礎的素養と創造性及び実践性の育成
- 3) 固有の才能の展開と国際的な視野及びコミュニケーション能力の育成

3. 学習・教育目標

- 1) 地球的視野から人や社会や環境に配慮できる能力を養うために、倫理・教養を身につける。
- 2) 工学およびビジネスの幅広い基礎知識の上に、融合・複合的な専門知識を修得し、知識創造の時代に柔軟に対応できる能力を身につける。
- 3) 工学系科目ービジネス系科目の協働（シナジー）効果により、複眼的な視野を持って自ら工夫して新しい産業技術を創造できる能力を身につける。
- 4) 情報収集や自己学習を通して常に自己を啓発し、問題解決のみならず課題探究する能力を身につける。
- 5) モノづくりやシステムデザイン能力を養うことにより、創造的実践力を身につける。
- 6) 情報技術を活用して、国際社会に必要なコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力を身につける。

4. 養成する人材像

本校の準学士課程は工学系4学科及びビジネス系1学科、専攻科課程は工学系2専攻及びビジネス系1専攻から構成されており、「工学ービジネス」の融合したシナジー教育が特色である。

以下に、本校で養成する人材像を列記する。

A. 工学系の学科と専攻

- 1) 十分な基礎学力の上に専門知識を修得し、知識創造の時代に柔軟に対応できる技術者
- 2) モノづくりと環境保全の調和に配慮できる技術者
- 3) 外国語能力を備え、ビジネス系の知識も獲得した実践的技術者

B. ビジネス系の学科と専攻

- 1) 管理能力を持ったビジネス系職業人
- 2) 国際社会に対応したビジネスコミュニケーション能力を持った職業人
- 3) 情報技術を備え、工学的知識も獲得した実践的職業人

準学士課程の各学科で養成する人材像

○機械工学科 機械工業のみならず一般産業を含めた広い分野において科学技術の進展に対処できる機械技術者の育成

○電気工学科 電気・電子・情報技術を中心として産業界の分野で活躍できる技術者の育成

- 物質工学科 時代のニーズに即した種々の機能性材料を開発、生産する化学、医薬品、食品工業をはじめ機械、電気、電子工業などの素材技術者の育成
- 建設環境工学科 建設技術の基礎の上に、自然環境に配慮しながら持続可能な開発や社会基盤施設の建設に対応できるシビルエンジニアの育成
- コミュニケーション情報学科 「ビジネス」、「英語」、「情報」に重点を置いたコミュニケーション科学に関する教育研究により、ビジネス社会の現場で活躍できる人材の育成

専攻科課程の各専攻で養成する人材像

○機械・電気システム工学専攻

準学士課程の機械工学科、電気工学科のそれぞれの専門的な基礎の上に、機械設計関連、システム制御関連、電子物性関連および情報関連分野に関する高度で応用性の高い専門科目を履修する。さらに技術経営論、ベンチャービジネス論などのビジネス系科目を履修することにより、境界領域分野や高度情報化社会における先端技術の開発や技術移転にも対応できる「実践的技術プロフェッショナル」の養成をめざす。

○物質・環境システム工学専攻

準学士課程の物質工学科、建設環境工学科のそれぞれの専門分野の基礎学力を充実させ、その応用性や専門性を深めさせ、さらに、高度な環境工学関連の科目を履修する。さらに、ビジネス系科目を履修することにより、自己の専門領域を超え、環境への影響に配慮しつつ先端技術に柔軟に対応できるスキルを身につけた「実践的技術プロフェッショナル」の養成をめざす。

○ビジネスコミュニケーション学専攻

準学士課程のコミュニケーション情報学科の英語、情報、コミュニケーション科学を中心とした社会科学の基礎の上に、経営管理系科目、生産管理系科目、ベンチャー・地域計画学の専門科目を履修する。さらに工学系科目を履修することにより、工学的知識を獲得し利用できるスキル、国際社会に対応したビジネスコミュニケーション能力、モノづくりの生産ラインに係わるマーケットリサーチ、企画、開発、生産、流通管理、販売の実務能力を併せ持ち、地域に根ざしたグローバルな視点を持つ「実践的ビジネスプロフェッショナル」の養成をめざす。

5. 卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力

A. 卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力（準学士課程）

- 1) 豊かな教養と周囲に配慮できる人間性
- 2) 専門分野の基礎知識とそれらの総合的応用能力
- 3) 自ら工夫し、広い視野から新しい発想が出来る能力
- 4) 自己を啓発し、問題を分析して解決する能力
- 5) モノづくりやデザイン能力の実践力
- 6) 基礎的なコミュニケーション能力と情報技術を活用したプレゼンテーション能力

B. 修了時に身に付けるべき学力や資質・能力（専攻科課程）

- 1) 地球的視野から人や社会や環境に配慮できる能力を養うための倫理・教養
- 2) 工学およびビジネスの幅広い基礎知識の上に、融合・複合的な専門知識を修得し、知識創造の時代に柔軟に対応できる能力
- 3) 工学系科目ービジネス系科目の協働（シナジー）効果により、複眼的な視野を持って自ら工夫して新しい産業技術を創造できる能力
- 4) 情報収集や自己学習を通して常に自己を啓発し、問題解決のみならず課題探究する能力
- 5) モノづくりやシステムデザイン能力を生かした創造的実践力
- 6) 情報技術を活用した、国際社会で必要なコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力

iii 自己評価の概要（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

基準1 高等専門学校の目的

本校では、学校創立時に「学校の目的」を定め、その後「教育理念」や「学習・教育目標」等が設定されて現在に至っている。また、準学士課程や専攻科課程及び各学科や各専攻での「養成する人材像」を定めると共に、さらに「卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力」を定めることにより、学生が本校で学修する際の具体的指針を示している。

本校では、「学校の目的」を高等専門学校設置の趣旨及び学校教育法に定める高等専門学校の目的を踏まえて定めており、「教育理念」や「学習・教育目標」については、学校教育法に定める高等専門学校の目的に沿って策定していることから、本校の目的は学校教育法の規定に沿ったものとなっている。

先に行ったアンケート調査の結果から、教職員や学生等の構成員、また卒業（修了）生に対しても、本校の目的、教育理念、学習・教育目標等が概ね周知されていることが明らかになっているが、さらに学生、教職員に対しては校内掲示等を通じてその周知徹底を図る取り組みも行っている。また、本校の目的や教育理念、養成する人材像等は、学校のホームページや「学校要覧」等の配付資料にも掲載され、広く社会に公表されている。

基準2 教育組織（実施体制）

準学士課程の5学科（機械工学科、電気工学科、物質工学科、建設環境工学科、コミュニケーション情報学科）及び専攻科課程の3専攻（機械・電気システム工学専攻、物質・環境システム工学専攻、ビジネスコミュニケーション学専攻）は、「広く豊かな教養と人間力を備え、科学技術の基礎的素養と創造性及び実践性に富み、国際的な視野及びコミュニケーション能力を身に付けた実践的且つ創造的な人材を育成する。」という教育目的に沿った編成になっている。さらに、本校の学習・教育目標の一つである「3. 工学およびビジネス系科目の協働（シナジー）効果により、複眼的な視野を持って自ら工夫して新しい産業技術を創造できる能力を身につける」を達成するための全学科共通の教育施設である情報処理教育センター、地域との連携に係る共同研究や技術開発及び学生の技術指導や教育研究支援を行う地域環境テクノセンター、学生実験をはじめとする技術支援を行うモノづくり教育研究支援センターを設置しているが、これらは本校の教育目的を達成する上で十分に機能し且つ適切なものとなっている。

教育活動の展開や教育課程全体の企画調整のための委員会として教務委員会や専攻科委員会が設けられ、重要事項については運営会議、専攻科会議での議を経て校長が決定するシステムが採られているが、これらが相互且つ有効に機能し活動している。また教育指導面では、学級担任制度が制度化され、学級担任連絡会議、学科間及び教科間の連絡会、非常勤講師との懇談会等が定期的開催され、教員間の連携を図っている。

基準3 教員及び教育支援者等

一般科目担当の専任教員及び専門科目担当の専任教員の数は、いずれも高等専門学校設置基準を満たしている。一般科目担当の教員は、「福島高専の学習・教育目標」等に沿った教育課程の授業科目構成に合わせて、各教科にバランスよく配置されている。また、専門科目担当の教員は、各自の専門分野に対応した科目を担当するようになっているほか、企業での実務経験者や技術士の資格を有する専任教員も配置している。専攻科担当教員は「福島工業高等専門学校専攻科を担当する教員に関する要項」により選考され、十分な研究実績をもつ博士の学位取得者を中心に配置されている。また、本校の特色であるシナジー教育や技術経営教育に適任の専任教員を配置している。

専任教員の採用に当たっては、年齢、性別のみならず企業での実務経験、教育経歴や技術士等の資格の取得状況も考慮している。そして、教育活動等で功績のあった教職員の表彰も行うとともに教員組織の活動の活性化を図っている。

教員の採用・昇任については、高等専門学校設置基準のほか「福島工業高等専門学校教員選考基準」、「福島工業高等専門学校教員選考内規」、「福島工業高等専門学校における教員採用選考の取扱について」等に基づいて適切に行っており、採用には公募制を導入している。また、昇任にあたっては、教育業績（教育上の能力）、研究業績、校務分掌での経歴及び学位取得状況等の基準を満たすことを条件としている。

教員評価は「国立高等専門学校教員顕彰実施要項」、「福島工業高等専門学校における教員業績評価システムについて」に基づいて評価が行われている。これらは、競争的研究費の配分と国立高等専門学校機構の教員顕彰制度への推薦にも適用されている。そして、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施する組織として、点検及び評価改善委員会とFD委員会の2つが設置されている。

また、編成された教育課程を展開するために、教育支援者として学生課教務係、学生課図書係、モノづくり教育研究支援センターが設置され、適切な人員が配置され、学生の教育指導に関して有効な教育支援が行われている。

基準4 学生の受入

準学士課程については、入学試験委員会の下で本校の「教育理念」、「学習・教育目標」にもとづいて「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」及び「各学科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」が策定され、教職員や学生ならびに社会に対して十分な周知・公表が行われている。

専攻科課程に関しては、専攻科委員会の下で「専攻科及び各専攻の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」が策定され、準学士課程と同様に十分な周知が行われている。

準学士課程の入学者選抜は、「推薦による選抜」と「学力検査による選抜」の2つの方法で実施されている。準学士課程（4年次）への編入学者選抜では、「推薦による選抜」と「学力検査による選抜」との2つの選抜方法が実施されている。入学選抜方法、アドミッションポリシーについては、検討、改善を継続的に行っている。また、専攻科課程では専攻科委員会及び専攻科会議が入学者選抜の改善と検証を継続的に行っている。

本校では、準学士課程では入学試験合格発表後の入学辞退者は非常に少なく、また準学士課程・専攻科課程ともに入学定員と実入学者数との関係はきわめて適正である。

基準5 教育内容及び方法

<準学士課程>

本校の学習・教育目標に沿って、卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力の全項目について必修科目が配置されている等、教育の目的を達成するために適切な授業科目の配置となっている。また、授業科目の内容は、特に東日本大震災以降の社会の要請に応えるように配慮しており、授業形態のバランスも学習・教育目標に応じて、講義、演習、実験・実習の比率が適切に配分されている。これらの源となる授業内容および評価方法に関しては、シラバスが作成され学生に配布されている。

創造性を育む授業としては、各学科独自の「創作実習」や全学科共通の「ミニ研究」を設けていると共に、4年次においてインターンシップも必修科目としている。また、人間性の涵養のために一般科目として「技術者倫理」の具体的な科目を設けている。

成績評価、進級・卒業認定に関しては、「福島工業高等専門学校試験及び成績評価に関する規則」が整備されており、これに従って適切に実施されている。また、評価の適切性については、保管しているエビデンスを必要に応じて閲覧することで確認することができる。さらに、これらの規則については学生に周知されている。

<専攻科課程>

本校の学習・教育目標に沿って、修了時に身に付けるべき学力や資質・能力の全項目について必修科目が配置されている等、教育の目的を達成するために適切な授業科目の配置となっている。また、授業科目の内容は、特に東日本大震災以降の社会の要請に応えるように「復興人材育成コース」を設けており、授業形態のバランスも学習・教育目標に応じて、講義、演習、実験・実習の比率が適切に配分されている。これらの源となる授業内容および評価方法に関しては、シラバスが作成され学生に配布されている。

創造性を育む授業としては、各学科独自の「システム創造演習」が設けていると共に、1年次においてインターンシップも必修科目としている。近年は海外インターンシップも積極的に進めており、英語でのコミュニケーション能力の育成に役立っている。人間性の涵養のために一般科目として「倫理学」の具体的な科目を設けている。

成績評価、進級・卒業認定に関しては、「福島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修等に関する規則」および「専攻科生「単位追認試験」実施要領」が整備されており、これに従って適切に実施されている。また、評価の適切性については、保管しているエビデンスを必要に応じて閲覧することで確認することができる。さらに、これらの規則については学生に周知されている。

基準6 教育の成果

本校では、学習・教育目標毎に設定した「卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力」の全ての項目に必修科目を配置しており、卒業（修了）要件を満足することで、「卒業（修了）までに身に付けるべき学力や資質・能力」の全ての項目を満足する。

卒業（修了）生の就職先は工学系では製造業、ビジネス系では情報、通信業、公務員等が多く、本校の教育内容が生かされている。進学についても工学系・ビジネス系とも、準学士課程の専門分野と同じ学部・学科に進学している。

学生本人からのアンケート調査によれば、教育の成果が上がっていることが分かり、また、卒業生および関係企業に対するアンケート調査によれば、本校の「学習・教育目標」を満足して卒業していることが分かる。

以上のことより、教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっている。

基準7 学生支援等

準学士課程及び専攻科課程において入学式翌日にガイダンスを実施し、その中で学習や生活に関するガイダンスを実施している。また、留学生を含む編入学生についても入学式当日にガイダンスを実施する等、学生に対して学習・生活・経済面で指導・助言する体制が整っている。さらに、教員全員がそれぞれオフィスアワーを設定し、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行っている。学生が自主的に学習を行う施設として、コモンスペース、図書館、LL教室、情報処理教育センター等を解放しており、それらが効果的に活用されている。「学級委員長との懇談会」を通じて学生の学習支援に関するニーズを把握していると共に、資格試験スケジュール等を学生に提示し受験を勧めており、実績もある。また、学生の海外留学に際して、帰国後の進級に不利にならないような措置も講じている。留学生等の学生に対しては、チューター制度を設け生活・学習の両面より支援している。部活動に関しては全部活動に教員を配置し、適切な責任体制の下で部活動が行われるように配慮している。

寮務委員会が中心になり、寮生の生活面での支援を行っている。原則、全教員が寮監として宿日直業務に当たり、寮生を援助・支援するシステムが採られている。

男女共同参画・キャリア支援室が中心になり、4・5年生を対象に進路別学習を実施し、クラス担任が適切に進路に関する実務を担当している。また専攻科課程では、専攻科長が進路に関する実務を担当しており、学生の就職や進学などの進路指導体制が整備され、有効に機能している。

基準 8 施設・設備

本校では、工業高等専門学校設置基準に則り、教育課程の実施に必要な教室、実験室、演習室、自習室、図書館、情報施設、自習・休憩施設及び食堂等が整備され、教員の管理下のもと安全かつ有効に活用されている。校内のバリアフリー化については、順次進めている。また、情報処理教育センターの管理のもと ICT 環境が整備され、学生に有効活用されている。図書館には、教育・研究に必要な図書が系統的に分類されており、利用率も高い。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本校では、教育活動の実態を示す資料として、定期試験資料一式を始めTOEIC IP試験結果、各種資格試験合格状況、就職状況および求人企業状況等を適切に収集・保存されている。また、これらのデータを基に教育状況を適切に評価できる体制を整えている。

学校内外の関係者より意見を聴取する制度として、授業評価アンケート、非常勤講師との教育懇談会、研究会等があり、これらの結果を基に学校全体として評価・改善を行っている。

教育の状況に関するデータは、教務委員会、専攻科委員会、FD委員会、男女共同参画・キャリア教育支援室等で所管事項について分析を行い、その結果や改善点を「評価改善委員会」に報告し、教育の質の向上および改善に結び付けるシステムが整備されている。

学生による授業評価アンケートの結果に対して、全教員がその評価結果に対する所見と改善点を提出し、これらの改善点についてはFD委員会が把握している。個々の教員は、その過程を通して自己の教育活動の問題点を抽出し、自己改善を図っている。

教員の研究活動が継続的に活発に行われていることは、本校が公開している各種資料から判断することができる。その活動の成果は、準学士課程の「卒業研究」や専攻科課程の「特別研究」の指導に有効に活かされていると共に、授業の内容を充実させ教育の質の改善に役立っている。

FD委員会では、学生による授業評価アンケート、教員間の相互授業参観、外部講師を招いてのFD講演会、教員ネットワーク会議および学科FD会議の企画、新規採用教員および非常勤講師に対するオリエンテーション等に取り組んでいる。また、技術職員や事務職員は各種研修会に参加し資質向上に努めている。

基準 10 財務

本校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって安定して遂行できる校地・校舎・設備等の資産を保有するとともに、国立高等学校機構からの運営費交付金並びに自己収入である授業料、検定料、入学金などの基盤的財源に加えて、外部資金（寄附金、共同研究、受託研究、科学研究費補助金など）獲得に積極的に取り組み、安定した教育研究活動を遂行できる財務基盤を有している。

また、学校の目的を達成するための財務上の基盤となる適切な収支に係る計画が策定され、かつ、関係者に明示されており、収支の状況に関しても、支出超過とはなっていない。また、校長のリーダーシップの下、学内競争的資金である戦略推進経費を設けて重点配分することにより、教育研究活動の活性化にも取り組んでいる。

高専機構においては、法令に基づき財務諸表等を、ホームページで公表されているほか、本校においても同様に、学校要覧、ホームページ等により適切な形で公表されており、財務に対する内部会計監査が適正に行わ

れている。

基準 11 管理運営

学校運営に係る重要な事項は、校長、副校長、校長補佐、事務部長、各課長で構成する企画会で企画・立案し、さらに各学科長及び一般科目長を加えた運営会議で審議を行い、校長が最終決定をする体制となっており、校長のリーダーシップの下で円滑に実施できる体制が整備されている。

事務組織は、総務及び学生の2課がそれぞれの所掌事務を分掌している。事務部長及び2課長は、企画会及び運営会議の委員として参画して重要事項の審議に直接加わっている。

外部評価組織として参展会が設置されており、通常毎年2回程度、外部有識者等により検証が行われ、その内容は報告書としてまとめられ公表されている。

本校の教育研究活動状況やその成果に関する情報を、複数のメディアを通じて広くわかりやすく社会に発信している。

iv 自己評価書等

対象高等専門学校から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201503/kousen/no6_1_3_jiko_fukushima_k201503.pdf